

# 医療情報ネットの用語解説（医療）

医療情報ネットで使用されている用語のうち、医療機関等（病院・診療所・歯科診療所・助産所）の公表情報で使用する用語を、理解しやすいよう解説しています。用語によっては、参考となる情報を掲載しているURLを併せて記載していますので、より詳しい内容を知りたい場合はそちらにアクセスしてください。

## 目次 ※各用語をクリックまたはタップすると、用語の解説ページに移動します。

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>英数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">ACP</a></li> <li>▶ <a href="#">DPC 対象病院</a></li> <li>▶ <a href="#">I C Dコード</a></li> <li>▶ <a href="#">JCI (Joint Commission International) による認定</a></li> <li>▶ <a href="#">P E T</a></li> </ul>  | <p><b>か行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">往診料</a></li> <li>▶ <a href="#">オーダリングシステム</a></li> <li>▶ <a href="#">オストメイト対応トイレ</a></li> <li>▶ <a href="#">オンライン在宅管理</a></li> <li>▶ <a href="#">オンライン資格確認</a></li> <li>▶ <a href="#">オンライン診療</a></li> <li>▶ <a href="#">介護医療院</a></li> <li>▶ <a href="#">介護医療院サービス</a></li> <li>▶ <a href="#">外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関</a></li> <li>▶ <a href="#">介護支援専門員</a></li> <li>▶ <a href="#">介護支援等連携指導料</a></li> <li>▶ <a href="#">介護職員等喀痰吸引等指示</a></li> <li>▶ <a href="#">介護福祉施設サービス</a></li> <li>▶ <a href="#">介護保険施設</a></li> <li>▶ <a href="#">介護保健施設サービス</a></li> <li>▶ <a href="#">介護保険施設等連携往診加算（往診料）</a></li> <li>▶ <a href="#">介護予防居宅療養管理指導</a></li> <li>▶ <a href="#">介護予防支援</a></li> <li>▶ <a href="#">介護予防支援事業所</a></li> <li>▶ <a href="#">介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</a></li> <li>▶ <a href="#">（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所</a></li> <li>▶ <a href="#">介護予防短期入所生活介護</a></li> <li>▶ <a href="#">（介護予防）短期入所生活介護事業所</a></li> <li>▶ <a href="#">介護予防短期入所療養介護</a></li> <li>▶ <a href="#">（介護予防）短期入所療養介護事業所</a></li> </ul> |
| <p><b>あ行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">一般財団法人日本品質保証機構による認定</a></li> <li>▶ <a href="#">一般不妊治療</a></li> <li>▶ <a href="#">遺伝看護</a></li> <li>▶ <a href="#">胃内視鏡検査</a></li> <li>▶ <a href="#">医療安全管理者</a></li> <li>▶ <a href="#">医療安全管理部門</a></li> <li>▶ <a href="#">医療安全についての相談窓口</a></li> <li>▶ <a href="#">医療介護情報共有ネットワーク</a></li> <li>▶ <a href="#">医療事故情報収集等事業</a></li> <li>▶ <a href="#">医療事故調査制度</a></li> <li>▶ <a href="#">医療従事者の人員数</a></li> <li>▶ <a href="#">医療ソーシャルワーカー</a></li> <li>▶ <a href="#">医療保護施設</a></li> <li>▶ <a href="#">医療連携に対する窓口</a></li> <li>▶ <a href="#">院外処方</a></li> <li>▶ <a href="#">院内感染対策担当者</a></li> <li>▶ <a href="#">院内感染対策部門</a></li> <li>▶ <a href="#">院内処方</a></li> <li>▶ <a href="#">エイズ治療拠点病院</a></li> <li>▶ <a href="#">栄養相談</a></li> <li>▶ <a href="#">往診（終日対応することができるもの）</a></li> <li>▶ <a href="#">往診（終日対応でないもの）</a></li> <li>▶ <a href="#">往診時医療情報連携加算（往診料）</a></li> </ul> |   |

- ▶ 介護予防通所リハビリテーション
  - ▶ (介護予防) 通所リハビリテーション事業所
  - ▶ (介護予防) 特定施設
  - ▶ 介護予防特定施設入居者生活介護
  - ▶ 介護予防認知症対応型共同生活介護
  - ▶ (介護予防) 認知症対応型グループホーム
  - ▶ 介護予防認知症対応型通所介護
  - ▶ (介護予防) 認知症対応型通所介護事業所
  - ▶ 介護予防福祉用具貸与
  - ▶ 介護予防訪問看護
  - ▶ (介護予防) 訪問看護ステーション
  - ▶ 介護予防訪問入浴介護
  - ▶ 介護予防訪問リハビリテーション
  - ▶ 介護療養施設サービス
  - ▶ 介護老人福祉施設
  - ▶ 介護老人保健施設
  - ▶ 開設者
  - ▶ 開放型病院共同指導料(Ⅰ)
  - ▶ 開放型病院共同指導料(Ⅱ)
  - ▶ 外来患者数
  - ▶ 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）
  - ▶ 学校医・園医
  - ▶ がんゲノム医療中核拠点病院等
  - ▶ 看護師の配置（実質配置）状況
  - ▶ 肝疾患診療連携拠点病院
  - ▶ 患者満足度の調査結果の提供有無
  - ▶ 患者満足度の調査の実施有無
  - ▶ 冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）
  - ▶ がん診療連携拠点病院等
  - ▶ 眼底検査
  - ▶ 管理者
  - ▶ 機能強化加算の届出
  - ▶ (基本となる) 外来受付時間
  - ▶ (基本となる) 診療時間
  - ▶ 休日往診加算
  - ▶ 休日加算
  - ▶ 休日夜間急患センター
  - ▶ 救命救急センター
  - ▶ 胸部X線検査
  - ▶ 協力対象施設入所者入院加算
  - ▶ 居宅介護支援
  - ▶ 居宅介護支援事業所
  - ▶ 居宅療養管理指導
  - ▶ 緊急往診加算
  - ▶ 緊急時施設治療管理料
  - ▶ 救急搬送診療
  - ▶ 経管栄養
  - ▶ 警察医
  - ▶ 血圧検査
  - ▶ 血液検査
  - ▶ 結核指定医療機関
  - ▶ 原子爆弾被害者一般疾病医療機関
  - ▶ 原子爆弾被害者指定医療機関
  - ▶ 健診車による検診
  - ▶ 公益財団法人 日本医療機能評価機構による認定
  - ▶ 公害医療機関
  - ▶ 厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）
  - ▶ 後方支援病床
  - ▶ 合理的配慮
  - ▶ 呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）
- さ行
- ▶ 災害拠点病院
  - ▶ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理
  - ▶ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理
  - ▶ 在宅医療介護連携推進事業
  - ▶ 在宅がん医療総合診療
  - ▶ 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理
  - ▶ 在宅患者共同診療
  - ▶ 在宅患者緊急時等カンファレンス
  - ▶ 在宅患者緊急時等カンファレンス料
  - ▶ 在宅患者歯科治療総合医療管理

- ▶ [在宅患者数](#)
- ▶ [在宅患者訪問栄養食事指導](#)
- ▶ [在宅患者訪問看護・指導](#)
- ▶ [在宅患者訪問看護・指導料](#)
- ▶ [在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理](#)
- ▶ [在宅患者訪問褥瘡管理指導](#)
- ▶ [在宅患者訪問診療](#)
- ▶ [在宅患者訪問診療料\(Ⅰ\)1](#)
- ▶ [在宅患者訪問診療料\(Ⅰ\)2](#)
- ▶ [在宅患者訪問診療料\(Ⅱ\)](#)
- ▶ [在宅患者訪問点滴注射管理指導](#)
- ▶ [在宅患者訪問薬剤管理指導](#)
- ▶ [在宅患者訪問リハビリテーション指導管理](#)
- ▶ [在宅患者連携指導](#)
- ▶ [在宅気管切開患者指導管理](#)
- ▶ [在宅経肛門の自己洗腸指導管理](#)
- ▶ [在宅経腸投薬指導管理](#)
- ▶ [在宅血液透析指導管理](#)
- ▶ [在宅酸素療法指導管理](#)
- ▶ [在宅時医学総合管理](#)
- ▶ [在宅時医学総合管理料](#)
- ▶ [在宅自己注射指導管理](#)
- ▶ [在宅自己疼痛管理指導管理](#)
- ▶ [在宅自己導尿指導管理](#)
- ▶ [在宅自己腹膜灌流指導管理](#)
- ▶ [在宅持続陽圧呼吸療法指導管理](#)
- ▶ [在宅腫瘍治療電場療法指導管理](#)
- ▶ [在宅小児経管栄養法指導管理](#)
- ▶ [在宅小児低血糖症患者指導管理](#)
- ▶ [在宅人工呼吸指導管理](#)
- ▶ [在宅振戦等刺激装置治療指導管理](#)
- ▶ [在宅成分栄養経管栄養法指導管理](#)
- ▶ [在宅仙骨神経刺激療法指導管理](#)
- ▶ [在宅ターミナルケア加算](#)
- ▶ [在宅中心静脈栄養法指導管理](#)
- ▶ [在宅当番医制](#)
- ▶ [在宅難治性皮膚疾患処置指導管理](#)
- ▶ [在宅妊娠糖尿病患者指導管理](#)
- ▶ [在宅寝たきり患者処置指導管理](#)
- ▶ [在宅肺高血圧症患者指導管理](#)
- ▶ [在宅迷走神経電気刺激治療指導管理](#)
- ▶ [在宅療養後方支援病院](#)
- ▶ [在宅療養支援、介護等との連携](#)
- ▶ [在宅療養支援歯科診療所](#)
- ▶ [在宅療養支援診療所](#)
- ▶ [在宅療養支援病院](#)
- ▶ [産科医療補償制度](#)
- ▶ [産業医](#)
- ▶ [産じょく](#)
- ▶ [酸素療法](#)
- ▶ [歯科疾患在宅療養管理](#)
- ▶ [歯科訪問診療](#)
- ▶ [時間外加算または時間外特例医療機関加算](#)
- ▶ [時間外対応加算](#)
- ▶ [時間外対応加算1](#)
- ▶ [時間外対応加算2](#)
- ▶ [時間外対応加算3](#)
- ▶ [時間外対応加算4](#)
- ▶ [子宮頸がん検査](#)
- ▶ [子宮体がん検査](#)
- ▶ [事業所特殊健診（VDT作業）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（石綿（アスベスト））](#)
- ▶ [事業所特殊健診（高気圧業務）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（歯科 酸蝕症等）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（振動）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（じん肺）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（騒音）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（電離放射線）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（特定化学物質）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（鉛）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（有機溶剤）](#)
- ▶ [事業所特殊健診（腰痛）](#)
- ▶ [施設入居時等医学総合管理](#)
- ▶ [施設入居時等医学総合管理料](#)

- ▶ 自治体の派遣する失語症者向け意思疎通支援者等と連携した医療の説明
- ▶ 自治体の派遣する通訳・介助者と連携した医療の説明
- ▶ 指定小児慢性特定疾病医療機関
- ▶ 指定自立支援医療機関（育成医療）
- ▶ 指定自立支援医療機関（更生医療）
- ▶ 指定自立支援医療機関（精神通院医療）
- ▶ 指定難病
- ▶ 指定難病患者特定医療指定医療機関
- ▶ 指定養育医療機関
- ▶ 指定療育機関
- ▶ 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果提供の有無
- ▶ 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析実施の有無
- ▶ 就業のための健康診断
- ▶ 周産期相談
- ▶ 集中治療室（ICU）
- ▶ 主治医意見書
- ▶ 腫瘍マーカー
- ▶ 紹介受診重点医療機関
- ▶ 紹介受診重点診療所
- ▶ 紹介受診重点病院
- ▶ 障害のある方の外来受診時・待ち時間における介助の取組内容
- ▶ 小規模多機能型居宅介護
- ▶ 小児かかりつけ診療料の届出
- ▶ 小児がん拠点病院
- ▶ 小児救急医療拠点病院
- ▶ 小児集中治療室（PICU）
- ▶ 上部消化管X線造影検査
- ▶ 情報開示に関する窓口
- ▶ 褥瘡の管理
- ▶ 女性の健康相談
- ▶ 新生児集中治療室（NICU）
- ▶ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
- ▶ 心臓超音波検査（心エコー）
- ▶ 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
- ▶ 身体測定
- ▶ 心電図検査
- ▶ 深夜往診加算
- ▶ 深夜加算
- ▶ （診療科目別の）外来受付時間
- ▶ （診療科目別の）診療時間
- ▶ 診療日
- ▶ 診療録管理専任従事者
- ▶ 生活保護法指定医療機関
- ▶ 生殖補助医療
- ▶ 精神科在宅患者支援管理
- ▶ 精神科ソーシャルワーカー
- ▶ 精神科訪問看護・指導
- ▶ 精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）
- ▶ 精神科訪問看護・指導料（Ⅲ）
- ▶ 精神科訪問看護指示
- ▶ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律 第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院
- ▶ 精神保健指定医の配置されている医療機関
- ▶ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
- ▶ セカンド・オピニオン
- ▶ 全国医療情報プラットフォーム
- ▶ 戦傷病者特別援護法指定医療機関
- ▶ 先進医療
- ▶ 選定療養
- ▶ 全日本病院協会総合医育成プログラム
- ▶ 専門外来
- ▶ 専門看護師
- ▶ 専門資格
- ▶ 前立腺癌検査

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>総合周産期母子医療センター</u></li> <li>▶ <u>総合診療専門研修プログラム</u></li> <li>▶ <u>相談支援専門員</u></li> <li>▶ <u>ターミナルケア</u></li> <li>▶ <u>第一号通所事業</u></li> <li>▶ <u>第一号通所事業に係る事業所</u></li> <li>▶ <u>第一号訪問事業</u></li> <li>▶ <u>第一種感染症指定医療機関</u></li> <li>▶ <u>退院時共同指導</u></li> <li>▶ <u>退院時共同指導料 1</u></li> <li>▶ <u>退院時共同指導料 2</u></li> <li>▶ <u>退院時の情報共有・共同指導</u></li> <li>▶ <u>退院前在宅療養指導管理</u></li> <li>▶ <u>対応可能な短期滞在手術</u></li> <li>▶ <u>対応することができる疾患・治療</u></li> <li>▶ <u>大腸 X 線造影検査</u></li> <li>▶ <u>大腸内視鏡検査</u></li> <li>▶ <u>第二種感染症指定医療機関</u></li> <li>▶ <u>短期入所生活介護</u></li> <li>▶ <u>短期入所療養介護</u></li> <li>▶ <u>単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設</u></li> <li>▶ <u>地域医療支援病院</u></li> <li>▶ <u>地域ケア会議</u></li> <li>▶ <u>地域周産期母子医療センター</u></li> <li>▶ <u>地域の医療機関等との連携</u></li> <li>▶ <u>地域の入退院支援ルール</u></li> <li>▶ <u>地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口</u></li> <li>▶ <u>地域包括診療加算の届出</u></li> <li>▶ <u>地域包括診療料の届出</u></li> <li>▶ <u>地域密着型介護老人福祉施設</u></li> <li>▶ <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u></li> <li>▶ <u>地域密着型通所介護</u></li> <li>▶ <u>地域密着型通所介護事業所</u></li> <li>▶ <u>地域密着型特定施設</u></li> <li>▶ <u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u></li> <li>▶ <u>地域連携クリティカルパス</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>地域連携診療計画加算</u></li> <li>▶ <u>治験</u></li> <li>▶ <u>中心静脈栄養</u></li> <li>▶ <u>腸内細菌検査（調理・保育従事者用等）</u></li> <li>▶ <u>聴力検査</u></li> <li>▶ <u>通所介護</u></li> <li>▶ <u>通所介護事業所</u></li> <li>▶ <u>通所リハビリテーション</u></li> <li>▶ <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u></li> <li>▶ <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u></li> <li>▶ <u>定期予防接種</u></li> <li>▶ <u>適切かつわかりやすい情報の提供</u></li> <li>▶ <u>電子カルテ情報共有サービス</u></li> <li>▶ <u>電子処方箋</u></li> <li>▶ <u>電磁的記録をもって作成された処方箋（電子処方箋）</u></li> <li>▶ <u>同一建物居住者訪問看護・指導</u></li> <li>▶ <u>同一建物居住者訪問看護・指導料</u></li> <li>▶ <u>疼痛の管理</u></li> <li>▶ <u>特定屋外喫煙場所</u></li> <li>▶ <u>特定介護予防福祉用具販売</u></li> <li>▶ <u>特定感染症指定医療機関</u></li> <li>▶ <u>特定機能病院</u></li> <li>▶ <u>特定行為研修</u></li> <li>▶ <u>特定行為研修指定研修機関</u></li> <li>▶ <u>特定施設入居者生活介護</u></li> <li>▶ <u>特定疾患治療研究事業委託医療機関</u></li> <li>▶ <u>特定福祉用具販売</u></li> <li>▶ <u>都道府県アレルギー疾患医療拠点病院</u></li> <li>▶ <u>トレーシングレポート</u></li> <li>▶ <u>日医かかりつけ医機能研修制度</u></li> <li>▶ <u>日常的な医学管理と重症化予防</u></li> <li>▶ <u>日本医師会かかりつけ医機能報告制度にかかる研修</u></li> <li>▶ <u>日本医師会生涯教育制度</u></li> <li>▶ <u>日本病院会病院総合医育成プログラム</u></li> </ul> |
|--|--|

な行

- ▶ 入院診療計画策定時における院内の連携体制
  - ▶ 入院保証金
  - ▶ 乳がん検査
  - ▶ 乳がん検査（視触診）
  - ▶ 乳がん検査（超音波検査）
  - ▶ 乳がん検査（マンモグラフィー）
  - ▶ 入退院支援加算
  - ▶ 乳幼児加算（在宅患者訪問診療料（1）・（2））
  - ▶ 尿検査
  - ▶ 人間ドック（1泊以上）
  - ▶ 人間ドック（日帰り）
  - ▶ 認知症対応型共同生活介護
  - ▶ 認知症対応型通所介護
  - ▶ 認定看護師
  - ▶ 脳卒中専用集中治療室（SCU）
  - ▶ 脳ドック
- は行**
- ▶ 肺機能検査
  - ▶ 肺ドック（ヘリカルCT）
  - ▶ 肺ドック（マルチスライスCT）
  - ▶ 病床数
  - ▶ 病床の種別ごとの患者数
  - ▶ 複合型サービス
  - ▶ 複合型サービス事業所
  - ▶ 福祉用具貸与
  - ▶ 腹部超音波検査（腹部エコー）
  - ▶ 腹膜透析
  - ▶ 服薬を一元的に管理する地域の取組
  - ▶ 不妊専門相談センター
  - ▶ 平均在院日数
  - ▶ べき地医療拠点病院
  - ▶ 便潜血検査（便検査）
  - ▶ 訪問介護
  - ▶ 訪問看護
- ▶ 訪問看護指示
  - ▶ 訪問看護指示料
  - ▶ 訪問歯科衛生指導
  - ▶ 訪問診療の実施
  - ▶ 訪問相談又は訪問指導
  - ▶ 訪問入浴介護
  - ▶ 訪問リハビリテーション
  - ▶ 保険医療機関
  - ▶ 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
  - ▶ 母体胎児集中治療室（MFICU）
  - ▶ 母体保護法指定医の配置されている医療機関
  - ▶ 母乳育児相談
  - ▶ マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報
  - ▶ 看取り加算
  - ▶ 無料低額診療事業実施医療機関
- ま行**
- ▶ 夜間・早朝等加算
  - ▶ 夜間往診加算
  - ▶ 夜間対応型訪問介護
  - ▶ 予防接種
  - ▶ 予後不良症例に関する院内検討体制
  - ▶ 予約に基づく診療
- や行**
- ▶ リカレント教育
  - ▶ 臨床教授等病院
  - ▶ 臨床研究中核病院
  - ▶ 臨床研修医の教育・研修
  - ▶ 臨床研修病院
  - ▶ 臨床修練病院等
  - ▶ 臨床病理検討会
  - ▶ レスピレーター
  - ▶ 労災保険指定医療機関
  - ▶ 老人介護支援センター
  - ▶ ロービジョンケア
- ら行**

以降の各用語解説は、医療情報ネット画面上の項目掲載順に則って記載しております。

50 音順で単語を探したい場合は、目次をご活用ください。

## 開設者（かいせつしゃ）

医療機関の開設（設置）者。一般的には「理事長」であることが多い。

## 管理者（かんりしゃ）

その医療機関の管理や運営について、医療法上で義務を負う者。一般的には「病院長」であることが多い。

## 診療日（しんりょうび）

その医療機関が診療を行っている日（助産所の場合は就業している日）。登録されている情報が変更されたり休診になることもあります、事前に電話等で確認が必要。

## （基本となる）診療時間（（きほんとなる）しんりょうじかん）

その医療機関が基本的に診療を行っている時間帯（助産所の場合は就業している時間帯）を表示しているが、診療科によっては対応していない診療日・時間帯があることや、登録されている情報が変更され休診になることもあるため、事前に電話等で確認が必要。

## （診療科目別の）診療時間（（しんりょうかもくべつの）しんりょうじかん）

その医療機関にある診療科目別に、診療を行っている時間帯を診療日毎に表示しているが、登録されている情報が変更され休診になることもあるため、事前に電話等で確認が必要。

## 病床数（びょうしようすう）

その医療機関において患者が入院可能なベッドの数。

## （基本となる）外来受付時間（（きほんとなる）がいらいうけつけじかん）

医療機関の窓口などで基本的に外来の受付を行っている時間帯を表示しているが、診療科によっては対応していない外来受付日・時間帯があることや、救急外来の受付時間は含まれていないこと、登録されている情報が変更され休診になることもあるため、事前に電話等で確認が必要。

## （診療科目別の）外来受付時間（（しんりょうかもくべつの）がいらいうけつけじかん）

その医療機関にある診療科目別に、窓口などで外来の受付を行っている時間帯を診療日毎に表示しているが、登録されている情報が変更され休診になることもあるため、事前に電話等で確認が必要。

## **院内処方（いんないしょほう）**

診療を受けた医療機関内で、処方された薬を受け取ること。

## **院外処方（いんがいしょほう）**

診療を受けた医療機関以外の薬局で、処方された薬を受け取ること。

## **特定屋外喫煙場所（とくていおくがいきつえんばしょ）**

原則敷地内禁煙であるが、医療機関を含む施設の屋外場所の一部のうち、受動喫煙を防止するための措置がとられた場所。

## **医療ソーシャルワーカー（いりょうそーしゃるわーかー）**

病院等の保健医療の場において、社会福祉の立場から患者やその家族がかかえる不安や経済的、心理的、社会的问题を一緒にになって考え、解決へと歩めるように支援する専門家。

## **精神科ソーシャルワーカー（せいしんかそーしゃるわーかー）**

精神障害者やその家族の生活上の相談にのり、社会生活に関する助言や指導、援助を行う専門家。

## **保険医療機関（ほけんいりょうきかん）**

健康保険法により指定を受けた医療機関。保険証が使用でき、患者が窓口で支払う金額は、年齢や所得に応じて治療費の1割から3割になる。高額療養費の支給対象となったり、医療費に公的な助成がある場合などは、負担割合や支払う金額が変わる場合がある。

## **労災保険指定医療機関（ろうさいほけんしていいりょうきかん）**

労働者災害補償保険法により、療養の給付を行う医療機関として都道府県労働局長が指定した医療機関。

## **指定自立支援医療機関（更生医療）（していじりつしえんいりょうきかん（こうせいいりょう））**

障害者自立支援法により、自立支援医療（更生医療：身体障がい者の障がいを軽減し日常生活能力や職業能力を回復したり改善するために必要な手術等の治療を受けた場合に、その医療費を公費で負担する制度）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関。

## **指定自立支援医療機関（育成医療）（していじりつしえんいりょうきかん（いくせいいりょう））**

障害者自立支援法により、自立支援医療（育成医療：身体に障がいがある児童が身体上の障がいを軽くして、日常生活を容易にするための手術等の治療を受けた場合に、その医療費を公費で負担する制度）を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関。

## **指定自立支援医療機関（精神通院医療）（していじりつしえんいりょうきかん（せいしんつういんいりょう））**

障害者自立支援法により自立支援医療（精神通院医療：精神障がい者が通院して精神疾患の治療を受けた場合に、その医療費を公費で負担する制度）を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関。

### **身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関（しんたいしようがいしやふくしほうしていいのはいちされているいりょうきかん）**

身体障害者福祉法により、知事の指定を受けた医師を配置する医療機関。身体障害者手帳を取得するために必要な医師の診断書を作成してもらうことができる。

### **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律 第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院（せいしんほけんおよびせいしんしようがいしやふくしにかんするほうりつ（しょうわ25ねんほうりつだい123ごう））にもとづくしていびょういんまたはおうきゅうにゅういんしていびょういん）**

指定病院：都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院。

応急入院指定病院：応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院。

応急入院とは、その精神障がい者を直ぐに入院させないと、医療及び保護を図る上で著しく支障があり、他の方法で入院してもらうことができないときに、本人の同意がなくても 72 時間以内に限り、精神保健指定医の診察を経て入院させること。

### **精神保健指定医の配置されている医療機関（せいしんほけんしていのはいちされているいりょうきかん）**

精神保健福祉法により、措置入院の判定などを行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関。

措置入院とは、2名以上の精神保健指定医の診察により、自分を傷つけたり他人に危害を加えようとするおそれがあると判断された場合に、都道府県知事の権限により入院させること。

### **生活保護法指定医療機関（せいかつほごほうしていいりょうきかん）**

生活保護法により、医療扶助のための医療を担当する機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関。なお、医療扶助とは、生活保護を受けている方に対し医療費の給付を行うこと。

### **医療保護施設（いりょうほごしせつ）**

生活保護法により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設。

### **結核指定医療機関（けつかくしていいりょうきかん）**

感染症予防法により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関。

### **指定養育医療機関（していよういくいりょうきかん）**

難病の患者に対する医療等に関する法律により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される医療機関として、都道府県が指定する医療機関。

## **指定療育機関（していりょういくきかん）**

児童福祉法により、結核にかかっている児童に対し、必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関。

## **指定小児慢性特定疾病医療機関（していしょにまんせいとくていしつぺいいりょうきかん）**

児童福祉法により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関。

## **指定難病患者特定医療指定医療機関（していなんびょううかんじやとくていいりょうしていりょうきかん）**

難病の患者に対する医療等に関する法律により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される医療機関として、都道府県が指定する医療機関。

## **戦傷病者特別援護法指定医療機関（せんじょうびょううしゃとくべつえんごほうしていりょうきかん）**

戦傷病者特別援護法により、軍人軍属等であった方の公務上の傷病に関して、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣が指定する医療機関。

## **原子爆弾被爆者指定医療機関（げんしばくだんひがいしゃしていりょうきかん）**

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関。

## **原子爆弾被爆者一般疾病医療機関（げんしばくだんひがいしゃいつぱんしつぺいいりょうきかん）**

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関。

## **特定感染症指定医療機関（とくていかんせんしょうしていりょうきかん）**

新感染症、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定する病院。

## **第一種感染症指定医療機関（だいいっしゅかんせんしょうしていりょうきかん）**

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院。

## **第二種感染症指定医療機関（だいにしゅかんせんしょうしていりょうきかん）**

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院。

## 公害医療機関（こうがいいりょうきかん）

公害健康被害の補償等に関する法律で規定された指定疾病について、療養の給付を担当する医療機関。なお、指定疾病として、大気汚染の影響による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しづ、汚染原因物質との関係が明らかになっている水俣病、イタイイタイ病、慢性ひ素中毒症等が指定されている。

## 母体保護法指定医の配置されている医療機関（ばたいほごほうしていいのはいちされているいりょうきかん）

母体保護法により、都道府県の区域を単位として設立された医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関。指定を受けた医師は母体保護法の規定により、人工妊娠中絶手術を行うことができる。

## 特定機能病院（とくていきのうびょういん）

医療法により、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発、高度の医療に関する研修を実施する能力等を備え、厚生労働大臣が個別に承認する病院。具体的には、大学の医学部付属病院本院等が承認されている。

## 臨床研究中核病院（りんしょうけんきゅうちゅうかくびょういん）

医療法により、特に先進的な特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院。

## 地域医療支援病院（ちいきいりょうしえんびょういん）

医療法により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院のこと。主に各地の急性期病院の中核を担う医療機関。

## 災害拠点病院（さいがいきよてんびょういん）

災害が発生した場合に、被災地の医療の確保・被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院。

## へき地医療拠点病院（へきちいりょうきよてんびょういん）

へき地の診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地診療の支援等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院。

## 小児救急医療拠点病院（しょうにきゅうきゅういりょうきよてんびょういん）

小児救急医療の休日夜間における診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れ、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院。

## 救命救急センター（きゅうめいきゅうきゅうせんたー）

原則として、重症及び複数の診療科領域に渡るすべての重篤な救急患者を、24 時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院。

## 臨床研修病院（りんしゅうけんしゅうびょういん）

医師法により、初期研修医が研修を行う臨床研修病院の指定の基準を満たしているものとして、厚生労働大臣が指定した病院のこと。

## 単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設（たんどくがたりんしゅうけんしゅうしせつもしくはかんりがたりんしゅうけんしゅうしせつ）

歯科医師が基本的な診療能力を身につけるための研修施設のうち、それぞれ以下のとおり。

単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所。

管理型臨床研修施設：他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設に該当するものを除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うもの。

## 特定行為研修指定研修機関（とくていこういけんしゅうしていけんしゅうきかん）

保健師助産師看護師法により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関。

## 臨床修練病院等（りんしゅうしゅうれんびょういんとう）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律により、外国医師、外国歯科医師、外国看護師等が臨床修練を行うのに適切な体制にあると認められ、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所。

## 臨床教授等病院（りんしゅうきょうじゅとうびょういん）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院。

## がん診療連携拠点病院等（がんしんりょうれんけいきよてんびょういんとう）

地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定する病院。

## がんゲノム医療中核拠点病院等（がんげのむいりょううちゅうかくきよてんびょういんとう）

がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携。

がんゲノム医療とは、がんの原因となる遺伝子を検査して、特定の診断や治療を行うこと。

## 小児がん拠点病院（しょうにがんきよてんびょういん）

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また 15 歳から 39 歳の AYA 世代と呼ばれるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院。

## エイズ治療拠点病院（えいっしじりょうきよてんびょういん）

地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院。

### **肝疾患診療連携拠点病院 (かんしつかんしんりょうれんけいきよてんびょういん)**

地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院。

### **特定疾患治療研究事業委託医療機関 (とくていしつかんちりょうけんきゅうじぎょういたくいりょうきかん)**

特定疾患の治療研究事業を行うことが適當として都道府県が契約した医療機関。特定疾患とは、原因不明・治療方法が確立していないなど治療が極めて難しい病気をいう。

### **在宅療養支援病院 (ざいたくりょうようしえんびょういん)**

24 時間体制で往診や訪問診療・訪問看護を行う病院のことで、診療報酬上の施設基準に適合するものとして、地方厚生局に届出を行っている病院。

### **在宅療養支援診療所 (ざいたくりょうようしえんしんりょうじょ)**

24 時間体制で往診や訪問診療・訪問看護を行う診療所のことで、診療報酬上の施設基準に適合するものとして、地方厚生局に届出を行っている診療所。

### **在宅療養支援歯科診療所 (ざいたくりょうようしえんしかんりょうじょ)**

24 時間体制で往診や訪問診療・訪問看護を行う歯科診療所のことで、診療報酬上の施設基準に適合するものとして、地方厚生局に届出を行っている歯科診療所。

### **在宅療養後方支援病院 (ざいたくりょうようこうほうしえんびょういん)**

在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院のことで、診療報酬上の施設基準に適合するものとして、地方厚生局に届出を行っている病院。

### **DPC 対象病院(DPC たいしようびょういん)**

診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院。

### **無料低額診療事業実施医療機関 (むりょうていがくしんりょうじぎょうじっしいりょうきかん)**

社会福祉法により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行い、都道府県知事に届出をした医療機関。

### **総合周産期母子医療センター (そうごうしゅうさんきばしいりょうせんたー)**

常時、母体及び新生児搬送を受け入れる体制があり、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常などの母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設として都道府県が指定した医療機関。

## **地域周産期母子医療センター（ちいきしゅうさんきばしいりょうせんたー）**

産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）などを備えており、周産期に関する比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として都道府県が認定した医療機関。

## **不妊専門相談センター（ふにんせんもんそうだんせんたー）**

不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設のこと。

## **性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（せいはんざい・せいぼうりょくひがいしゃのためのわんすとっぷしえんせんたー）**

性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（医療、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援等）を可能な限り一か所で提供することで、被害者の心身の負担軽減、警察への届出促進等を図ることを目的に設置されている相談機関のこと。本項目においては、センターと協力・連携し、その診療科に応じた被害者への支援を実施する医療機関も含まれている。

## **都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（とどうふけんあれるぎーしつかんいりょうきよてんびよういん）**

地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院。アレルギー疾患に関する電話相談を受け付けている病院もある。

## **外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（がいこくじんかんじやをうけいれるきよてんてきないりょうきかん）**

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として、多言語対応の適格性等があると都道府県が選出した医療機関。

## **紹介受診重点病院（しょうかいじゅしんじゅうてんびよういん）**

高度な入院治療を受ける前後の外来や特殊な治療機器を使用するような一般的に受診するには紹介状が必要とされる医療機関として都道府県が公表した病院のこと。

## **紹介受診重点診療所（しょうかいじゅしんじゅうてんしんりょうじょ）**

医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として都道府県が公表した診療所のこと。

## **選定療養（せんていりょうよう）**

患者が追加費用を負担することで受けることができる保険の対象とならない特別な医療サービスのこと。選定療養として医療機関が提供することができる医療サービスは一定の基準を満たすもののみが認められている。

詳しくは以下のホームページを参照。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/index.html>

## **予約に基づく診療（よやくにもとづくしんりょう）**

患者の自主的な選択に基づき、診療費用とは別に、各医療機関が定めた予約料（自費）を支払う仕組み。一般的な予約ではなく、待ち時間 30 分以内、診療に要する時間 10 分以上などの条件が定められている。

### **入院保証金（にゅういんほしょうきん）**

患者の入院に際して、医療機関が患者から入院時に預り金を求める事。預り金は、治療費用・入院費用に充てられる。

### **保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察（ほけんいりょうきかんがひょうじするしんりょうじかんいがいのじかんにおけるしんさつ）**

緊急の受診の必要性がない患者が自己の都合により時間外診察を希望した場合、診療費用とは別に、各医療機関が定めた時間外費用（自費）を支払う仕組み。

### **治験（ちけん）**

新しい医薬品や医療機器等を開発するため人に対して行われる試験のこと。

### **先進医療（せんしんいりょう）**

一般的な保険診療で認められている医療水準を越える高度な最新の先進技術として、厚生労働省から承認された医療行為のこと。先進医療の医療費は全額自己負担となり、それ以外の通常の治療にあたる部分は保険が適用される。

詳しくは以下のホームページを参照。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/index.html>

### **専門資格（せんもんしきく）**

高度な知識・技量や経験を持っている者として、認定を受けた医療従事者のこと。専門資格の詳しい内容については、各資格に係る団体のホームページなどを参照。

### **集中治療室（ICU）（しゅうちゅうちりょうしつ（ICU））**

生命の危機にある重症患者を集中的に治療可能な、濃密な診療体制とモニタリング用機器、ならびに生命維持装置などの高度の診療機器を整備した病棟のこと。

### **冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）（かんじょうどうみやくしつかんせんようしゅうちゅうちりょうしつ（CCU））**

冠状動脈疾患（狭心症や心筋梗塞など）を専門とした集中治療室のこと。

### **脳卒中専用集中治療室（SCU）（のうそっちゅうせんようしゅうちゅうちりょうしつ（SCU））**

脳卒中を専門とした集中治療室のこと。

### **呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）（こきゅうきしつかんせんようしゅうちゅうちりょうしつ（RCU））**

呼吸器疾患（重症肺感染症、間質性肺炎など）を専門とした集中治療室のこと。

### **小児集中治療室（PICU）（しょうにしゅうちゅうちりょうしつ（PICU））**

重症の病気などによって、生命が危険な状態にある 15 歳以下の小児患者への治療を専門とした集中治療室のこと。

### **新生児集中治療室（NICU）（しんせいじしゅうちゅうちりょうしつ（NICU））**

低体重や重症疾患のある新生児への治療を専門とした集中治療室のこと。

### **母体胎児集中治療室（MFICU）（ぼたいたいじしゅうちゅうちりょうしつ（MFICU））**

前置胎盤や重症妊娠高血圧症候群など、リスクの高い妊婦や胎児への治療を専門とした集中治療室のこと。

### **介護老人福祉施設（かいごろうじんふくしせつ）**

特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上あるものに限る）であって、寝たきりや認知症など常に介護が必要で、自宅での生活が難しい人のための施設。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほか日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスが受けられる。

### **介護老人保健施設（かいごろうじんほけんしつ）**

その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、医師による医学的管理の下、看護・介護・機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供することを目的し、所定の要件を満たして都道府県知事の許可を得た施設のこと。

### **介護医療院（かいごいりょういん）**

要介護者で、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供することを目的し、所定の要件を満たして都道府県知事の許可を得た施設のこと。ターミナルケアや看取りも行う医療機能と生活施設の機能を兼ね備えた施設。

### **居宅介護支援事業所（きよたくかいごしえんじぎょうしょ）**

介護保険法に基づき、要介護認定を受けた人が、自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう、「居宅サービス計画」を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行う事業所のこと。

### **介護予防支援事業所（かいごよぼうしえんじぎょうしょ）**

要支援 1 または 2 の認定を受けた人が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、介護サービス計画の作成や、事業者などとの連絡・調整を行う事業所のこと。

### **老人介護支援センター（ろうじんかいごしえんせんたー）**

利用者本人や家族からの相談に応じ、ニーズに対応した各種公的サービスを受けられるように市町村等との連絡・調整を行う機関のこと。在宅介護支援センターとも呼ばれている。

### **(介護予防) 訪問看護ステーション（（かいごよぼう） ほうもんかんごすてーしょん）**

看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して要支援者または要介護者へ行う療養にかかる世話、または必要な診療の補助を行う事業所のこと。

### **通所介護事業所（つうしょかいごじぎょうしょ）**

要介護 1～5 の人を対象に、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練を行う事業所のこと。老人デイサービスセンターともいう。

### **(介護予防) 通所リハビリテーション事業所（（かいごよぼう） つうしょりはびりてーしょんじぎょうしょ）**

心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的に利用者が訪れてリハビリテーションを行う事業所（介護老人保健施設、病院や診療所）のこと。

### **(介護予防) 短期入所生活介護事業所（（かいごよぼう） たんきにゅうしょせいかつかいごじぎょうしょ）**

特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練を行う事業所のこと。

### **(介護予防) 短期入所療養介護事業所（（かいごよぼう） たんきにゅうしょりょうようかいごじぎょうしょ）**

介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上のサービスを行う事業所のこと。

### **(介護予防) 特定施設（（かいごよぼう） とくていしせつ）**

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを言う。利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（特定施設サービス計画）に基いて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送るうえで必要となるサービスを行う施設のこと。

### **定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（ていきじゅんかい・ずいじたいおうがたほうもんかいごかんごじぎょうしょ）**

定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスを行う事業所のこと。

### **地域密着型通所介護事業所（ちいきみっぢやくがたつうしょかいごじぎょうしょ）**

利用者が老人デイサービスセンターなどを訪れて提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練を行う事業所のこと。

### **(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所（（かいごよぼう）にんちしようたいおうがたつうしょかいごじぎょうしょ）**

認知症のある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れて提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練を行う事業所のこと。

### **(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所（（かいごよぼう）しょうきばたきのうがたきよたかいかいごじぎょうしょ）**

利用者がサービス拠点への通いを中心とし、短期宿泊や訪問を組み合わせ、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練を行う事業所のこと。

### **(介護予防) 認知症対応型グループホーム（（かいごよぼう）にんちしようたいおうがたぐるーふほーむ）**

認知症のある要介護者のためのケア付き住宅。共同生活を送る住居において、介護スタッフによる入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練を行う。

### **地域密着型特定施設（ちいきみつちやくがたとくていしせつ）**

入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（地域密着型特定施設サービス計画）に基いて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話をを行う施設（定員 29 人以下の有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）のこと。

### **地域密着型介護老人福祉施設（ちいきみつちやくがたかいごろうじんふくししせつ）**

入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画（地域密着型施設サービス計画）に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスを行う施設（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）のこと。

### **複合型サービス事業所（ふくごうがたさーびすじぎょうしょ）**

利用者の居宅への訪問、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練を行う事業所のこと。

### **第一号通所事業に係る事業所（だいいちごうつうしょじぎょうにかかわるじぎょうしょ）**

居宅要支援者等の介護予防のため、利用者が普段生活している場所とは違うところを訪れ提供される、日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所のこと。

### **対応することができる疾患・治療（たいおうすることができるしつかん・ちりょう）**

その医療機関を受診した場合に診察・治療を行うことができる疾患・治療の内容。それぞれの項目は診療報酬点数が算定され公的医療保険の給付が行われるもの（ただし、正常分娩・成人の歯科矯正治療を除く）。

## 一般不妊治療（いっぽんふにんちりょう）

体内での受精を目的とした不妊治療。タイミング法と人工授精がある。令和 4 年 4 月から新たに保険適用。タイミング法：排卵のタイミングに合わせて性交を行うよう指導する。

人工授精：精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る技術。主に、夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。

## 生殖補助医療（せいしょくほじょいりょう）

妊娠を成立させるためにヒト卵子と精子、あるいは胚を取り扱うことを含むすべての治療あるいは方法。令和 4 年 4 月から新たに保険適用。

## 対応可能な短期滞在手術（たいおうかのうなたんきたいざいしゅじゅつ）

その医療機関で対応することができる日帰り手術や短期の入院による手術の内容。

## 専門外来（せんもんがいらい）

特定の疾患または症状に対して、専門的な診察や治療を行うことのできる外来。

## オンライン診療（おんらいんしんりょう）

スマートフォン、パソコン等の情報通信機器を通して、医師の診察・診断や薬の処方等の診療行為をリアルタイムで受けること。補助的な手段として、画像や文字等による情報のやりとり（チャット機能等）を活用することもある。

## マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報（まいなんばーかーとのほけんしょうりょうによりしゅとくしたしんりょうじょうほう）

マイナンバーカードの利用を通じて、患者の同意のもと、オンラインで閲覧可能となる過去の受診歴や診療実績などの診療情報。

## 電磁的記録をもって作成された処方箋（電子処方箋）（でんじてききろくをもってさくせいされたしょうせん（でんしょうせん））

今まで紙で発行していた処方せんを電子化したもので、オンラインで作成・管理される「電子処方せん」のこと。活用により医療機関と薬局が最新の処方・調剤情報を確認できる。患者はマイナポータルから処方・調剤情報を閲覧できるようになるほか、対応する電子版お薬手帳からも閲覧可能。

## 人間ドック（日帰り）（にんげんどっく（ひがえり））

人間ドックのうち、1 日で検査が終了するもの。

## **人間ドック（1泊以上）（にんげんどっく（いっぽくいじょう））**

人間ドックのうち、複数日にわたって検査を行うもの。

## **健診車による検診（けんしんしゃによるけんしん）**

健康診断のうち胸部レントゲン検査・胃部レントゲン検査・心電図検査等ができる設備を整えている車両を用いた検診。

## **就業のための健康診断（しゅうぎょうのためのけんこうしんだん）**

労働者を雇い入れた際に事業者に義務付けられる健康診断。

## **腸内細菌検査（調理・保育従事者用等）（ちょうないさいきんけんさ（ちょうり・ほいくじゅうじしゃようとう））**

調理・保育に従事する方向けに、食中毒や感染症予防のために義務付けられている定期的な腸内細菌（検便）検査。

## **事業所特殊健診（有機溶剤）（じぎょうしょとくしゅけんしん（ゆうきょううざい））**

有機溶媒業務に従事する方向けに実施される特殊健診。（有機溶媒中毒予防規則第 29 条に規定）

## **事業所特殊健診（電離放射線）（じぎょうしょとくしゅけんしん（でんりほうしゃせん））**

放射線業務に従事し管理区域に立ち入る方向けに実施される特殊健診。（電離放射線障害防止規則第 56 条に規定）

## **事業所特殊健診（鉛）（じぎょうしょとくしゅけんしん（なまり））**

鉛業務に従事する方向けに実施される特殊健診。（鉛中毒予防規則第 53 条）

## **事業所特殊健診（じん肺）（じぎょうしょとくしゅけんしん（じんぱい））**

粉じん作業に従事または従事した方向けに実施される特殊健診。（じん肺法第 3 条、第 7～第 9 条の 2）

## **事業所特殊健診（石綿（アスベスト））（じぎょうしょとくしゅけんしん（いしわた（あすべすと）））**

石綿等を取り扱う、または試験研究のため製造する業務や、その周辺で石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する、もしくはしたことのある方向けに実施される特殊健診。

## **事業所特殊健診（高気圧業務）（じぎょうしょとくしゅけんしん（こうきあつぎょうむ））**

高圧業務または潜水業務に従事する方向けに実施される特殊健診。

## **事業所特殊健診（特定化学物質）（じぎょうしょとくしゅけんしん（とくていかがくぶっしつ））**

特定化学物質を取り扱う方向けに実施される特殊健診。（特定化学物質等障害予防規則第 39 条）

### **事業所特殊健診（VDT 作業）（じぎょうしょとくしゅけんしん（VDT さぎょう））**

パソコン等情報機器を使用して行う作業に従事する方向けに実施される特殊健診。

### **事業所特殊健診（腰痛）（じぎょうしょとくしゅけんしん（ようつう））**

重量物取扱い作業、介護作業など腰部に著しい負担のかかる作業に従事する方向けに実施される特殊健診。

### **事業所特殊健診（騒音）（じぎょうしょとくしゅけんしん（そうおん））**

等価騒音レベルが 85db 以上になる可能性が大きい作業場の業務に従事する方向けに実施される特殊健診。

### **事業所特殊健診（振動）（じぎょうしょとくしゅけんしん（しんどう））**

手持ち振動工具を用いる業務に従事する方向けに実施される特殊健診。

### **事業所特殊健診（歯科 酸蝕症等）（じぎょうしょとくしゅけんしん（しかんしょくしょうとう））**

塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄リンなど、歯またはその支持組織に有害な化学物質のガス・蒸気または粉じんを発散する場所における業務に従事する方向けに実施される特殊健診。

### **身体測定（しんたいそくてい）**

身長、体重、体格指数 BMI (body mass index) を計測する検査。

### **眼底検査（がんていけんさ）**

目の奥の状態を調べる検査で、通常眼底写真にて検査を行う。動脈硬化の程度、高血圧、糖尿病による眼の合併症や緑内障・白内障の有無などを調べる。

### **聴力検査（ちょうりょくけんさ）**

主に、1000Hz（低音域）と 4000Hz（高音域）の聴力を調べる検査。

### **尿検査（にょうけんさ）**

尿蛋白、尿糖、尿沈渣(にょうちんさ)、尿潜血、尿比重等について調べる検査。

### **血液検査（けつえきけんさ）**

血液を採取して、貧血、肝臓・腎臓の異常、高脂血症、糖尿病などの様々な異常を調べる検査。

## 血圧検査（けつあつけんさ）

血圧から、心臓のポンプ機能や血管の状態が正常かどうかを調べる検査。

## 心電図検査（しんでんづけんさ）

心臓の筋肉に流れる電流を体表面から記録する検査。心臓の電気的な活動の様子をグラフの形に記録することで、不整脈があるか、心筋の血液循環が不良（狭心症）になっていないか、心筋が壊死（心筋梗塞）していないかなどを調べる。

## 肺機能検査（はいきのうけんさ）

大きく息を吸ったり吐いたりして、肺の機能を評価する検査。年齢、性別、身長から算出された予測肺活量に対して、肺活量が何%であるか（%肺活量）を調べる。

## 胃内視鏡検査（いないしきょうけんさ）

口または鼻から内視鏡を挿入し、食道・胃・十二指腸の内腔を観察する検査。食道がん、逆流性食道炎、胃炎、胃潰瘍、胃がん、胃ポリープ、十二指腸潰瘍などの病気の発見に有用。

## 大腸内視鏡検査（だいちょうないしきょうけんさ）

大腸（結腸と直腸）と小腸の一部を観察するために肛門から内視鏡を挿入し、これらの部位に発生したポリープやがん、炎症などを診断する検査。組織の一部をとって調べたり（生検）、ポリープや早期大腸がんを内視鏡的にポリープ切除術（ポリペクトミー）や内視鏡的粘膜切除術（EMR）、内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）などで切除することもできる。

## 胸部X線検査（きょうぶえつくせんけんさ）

胸部に背後からX線を照射する検査で、肺炎、肺結核、肺がん、肺気腫、胸水、気胸など、呼吸器の疾患の有無、その程度を調べるもの。

## 上部消化管X線造影検査（じょうぶしょうかかんえつくせんぞうえいけんさ）

造影剤のバリウム液を飲んで、食道から胃、十二指腸までをX線写真で映し出す検査。胃、十二指腸のポリープ、潰瘍（かいよう）やがんなどの有無を調べる。

## 大腸X線造影検査（だいちょうえつくせんぞうえいけんさ）

肛門から大腸に造影剤（約200cc）を注入し、X線撮影を行う検査。大腸（直腸・結腸）の病変を調べる。

## 便潜血検査（便検査）（べんせんけつけんさ（べんけんさ））

便に血が混じっているかどうかを調べる検査。陽性の場合、消化管の出血性の病気、大腸ポリープ、大腸がんなどが疑われる。

## 心臓超音波検査（心エコー）（しんぞうちょうおんぱけんさ（しんえこー））

胸部皮膚表面部分に超音波を発信する装置をあて、心臓の形や動き等を見ることによって心臓を調べる検査。

### **腹部超音波検査（腹部エコー）（ふくぶちょうおんぱけんさ（ふくぶえこー））**

腹部皮膚部分に超音波を発信する装置をあて、肝臓、胆のう、すい臓、腎臓などを調べる検査。

### **子宮頸がん検査（しきゅうけいがんけんさ）**

子宮頸がんの診断を行うための検査。子宮頸部の細胞診および、結果によって子宮頸がんの発生する危険性が高い種類のヒトパピローマウイルス（HPV：Human Papillomavirus）の感染を検査するハイリスク HPV 検査を行う。

### **子宮体がん検査（しきゅうたいがんけんさ）**

子宮体がんの診断を行うための検査。子宮体がんの疑いがある場合は、子宮内膜の細胞の病理検査・病理診断や、内診・直腸診を行う。がんの位置や、がんがどこまで広がっているかを調べるために、子宮鏡検査や画像検査を行う。

### **乳がん検査（マンモグラフィー）（にゅうがんけんさ（まんもぐらふいー））**

乳がんの病変の位置や広がりを調べるために行う乳房専用の X 線検査で、乳腺の重なりを少なくするために、2 枚の板の間に乳房を挟んで圧迫し、薄く伸ばして撮影するもの。

### **乳がん検査（超音波検査）（にゅうがんけんさ（ちょうおんぱけんさ））**

乳房内の病変の有無、しこりの性状や大きさ、わきの下など周囲のリンパ節への転移の有無を調べるために行われる検査。超音波を発生する超音波プローブ（探触子）を乳房の表面にあてて、超音波の反射の様子を画像で確認する。

### **乳がん検査（視触診）（にゅうがんけんさ（ししょくしん））**

乳がんの診断のために行う視診及び触診。視診では、乳房のくぼみやただれの有無、乳房の形の左右の差、乳頭からの分泌物の有無を、目で見て観察する。触診では、指で乳房からわきの下を触り、しこりの有無および大きさ、硬さ、動き方などを確認する。

### **乳がん検査（にゅうがんけんさ）**

乳がんの診断を行うための検査。視触診・マンモグラフィー・超音波（エコー）検査を行い、乳がんの可能性がある場合には、病変の細胞や組織を顕微鏡で調べて診断を確定する。がんの広がり方や転移を調べるために、MRI 検査、CT 検査、骨シンチグラフィ、PET 検査などの画像検査を行う。

### **前立腺癌検査（ぜんりつせんがんけんさ）**

前立腺がんの診断を行うための検査。主に PSA 検査、直腸診を行い、これらの検査で前立腺がんが疑われる場合には、経直腸エコー、前立腺生検などを行う。がんの広がりや転移の有無は画像検査により調べる。

### **腫瘍マーカー（しゅようまーかー）**

がんの種類によって特徴的に作られるタンパク質などの物質を血液や尿で調べる検査。がんの診断の補助や、診断後の経過や治療の効果をみることを目的に行う腫瘍マーカー検査は、採血もしくは採尿を行い腫瘍マーカーの値を計測することで、診断の参考とするもの。

### 脳ドック（のうどっく）

頭部の MRI・MRA ならびに頸部超音波検査などを用いて、脳に関係する疾患の診断あるいは疾患のリスクの早期発見などを目的に行われる健康診断の一種。脳血管障害（無症候性脳梗塞や未破裂脳動脈瘤など）、脳腫瘍、認知症などの疾患が診断されることがある。

### P E T（PET）

治療前にがんの有無や広がり、他の臓器への転移がないかを調べたり、治療中の効果を判定したり、治療後の再発がないかを確認するなど、さまざまな目的で行われる精密検査。静脈から FDG という放射性薬剤を注射し、がん細胞に取り込まれたブドウ糖の分布を画像にするもの。

### 肺ドック（ヘリカルCT）（はいどっく（へりかるCT））

肺がん画像診断のための CT 検査のうち、らせん状に切れ目なく連続回転して撮影する方法を用いて行われる検査。

### 肺ドック（マルチスライスCT）（はいどっく（まるちすらいすCT））

肺がん画像診断のための CT 検査のうち、複数の断面を撮影する方法を用いて行われる検査。

### 予防接種（ようぼうせっしゅ）

その医療機関で受けることができる予防接種の種類。なお、予防接種を受けるには事前予約が必要な場合があるため、受診前に必ず医療機関に確認すること。

### 往診（終日対応することができるもの）（おうしん（しゅうじつたいおうすることができるもの））

患者やその家族などの求めに応じてどの時間帯でも患者の自宅に赴いて診療を行うこと。

### 往診（終日対応でないもの）（おうしん（しゅうじつたいおうでないもの））

終日（24 時間）ではないが通常の診療時間帯において、患者やその家族などの求めに応じて患者の自宅に赴いて診療を行うこと。

### 退院時共同指導（たいいんじきょうどうしどう）

医療機関に入院中の患者に対して、地域において退院後の居宅での療養を担う医師や当該医師の指示を受けた看護師等が、患者の同意を得て、患者が入院している保険医療機関に赴いて、入院している医療機関の医師や看護師等と共同して退院後の居宅での療養に必要な説明や指導を行うこと。

診療報酬点数表の「退院時共同指導料」が算定される。

## **在宅患者訪問診療（ざいたくかんじやほうもんしんりょう）**

居宅において療養を行っている患者で、通院が困難な方に対して、同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料」が算定される。

## **在宅時医学総合管理（ざいたくじいがくそうごうかんり）**

在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院の医師が、居宅において療養を行っている患者で通院が困難な方に対して、同意を得て、計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅時医学総合管理料」が算定される。

## **オンライン在宅管理（おんらいんざいたくかんり）**

在宅時医学総合管理・精神科在宅患者支援管理において、訪問による対面診療と情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を組み合わせて実施するもの。

## **施設入居時等医学総合管理（しせつにゅうきよじとうがくそうごうかんり）**

在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院の医師が、養護老人ホーム等の施設において療養を行っている患者で通院が困難な方に対して、同意を得て、計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行うこと。

診療報酬点数表の「施設入居時等医学総合管理料」が算定される。

## **在宅がん医療総合診療（ざいたくいりょうそうごうしんりょう）**

在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院が居宅において療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者で通院が困難な方に対して、計画的な医学管理の下に一定の訪問診療または訪問看護を行い総合的な医療を提供すること。

診療報酬点数表の「在宅がん医療総合診療料」が算定される。

## **救急搬送診療（きんきゅうはんそうしんりょう）**

患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、その救急用の自動車等に同乗して診療を行うこと。

診療報酬点数表の「救急搬送診療料」が算定される。

## **在宅患者訪問看護・指導（ざいたくかんじやほうもんかんご・しどう）**

在宅において療養を行っている患者で通院が困難な方に対し、診療に基づく訪問看護・指導計画により、保健師、助産師又は看護師（准看護師）が定期的に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者訪問看護・指導料」、「同一建物居住者訪問看護・指導料」が算定される。

## **同一建物居住者訪問看護・指導（どういつたてものきよじゅうしゃほうもんかんご・しどう）**

在宅において療養を行っている患者で通院が困難な方に対し、診療に基づく訪問看護・指導計画により、保健師、助産師又は看護師（准看護師）が定期的に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者訪問看護・指導料」、「同一建物居住者訪問看護・指導料」が算定される。

## **在宅患者訪問点滴注射管理指導 (ざいたくかんじやほうもんてんてきちゅうしゃかんりしどう)**

在宅において、医療保険による訪問看護を受けている通院困難な患者で、在宅療養を担う医師の診療及び指示書に基づき、訪問看護師が週3回以上の点滴注射・指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者訪問点滴注射管理指導料」が算定される。

## **在宅患者訪問リハビリテーション指導管理 (ざいたくかんじやほうもんりはびりてーしょんしどうかんり)**

居宅において療養を行っている患者で通院が困難な方に対して、次の指導を行うこと。

【1】診療に基づき、計画的な医学管理を継続して行うこと

【2】診療を行った医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて、訓練等について必要な指導を行うこと

診療報酬点数表の「在宅患者訪問リハビリテーション管理指導料」が算定される。

## **訪問看護指示 (ほうもんかんごしじ)**

患者の主治医が、診療に基づいて訪問看護の必要があると認めた患者に、その方の同意を得て、患者の選定する訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付すること。

診療報酬点数表の「訪問看護指示料」が算定される。

## **介護職員等喀痰吸引等指示 (かいごしょくいんとうかくたんきゅういんとうしじ)**

訪問介護等のサービスを受けている患者に対するたん吸引等に関する指示を、医師が当該サービス事業所に行うこと。

診療報酬点数表の「介護職員等喀痰吸引等指示料」が算定される。

## **在宅患者訪問薬剤管理指導 (ざいたくかんじやほうもんやくざいかんりしどう)**

居宅において療養を行っている患者で通院が困難な方に対して、診療に基づいて計画的な医学管理を継続して行い、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者訪問薬剤管理指導料」が算定される。

## **在宅患者訪問栄養食事指導 (ざいたくかんじやほうもんえいりょうしょくじしどう)**

居宅において療養を行っている通院が困難な患者で、特別食を必要とする方に対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、管理栄養士が訪問して具体的な献立によって実技を伴う指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者訪問栄養食事指導料」が算定される。

## **在宅患者連携指導 (ざいたくかんじやれんけいしどう)**

訪問診療実施医療機関の医師が、在宅において療養を行っている通院が困難な患者に対して、歯科訪問診療実施医療機関、訪問薬剤管理指導実施薬局又は訪問看護ステーションと文書等により情報共有を行い、共有された情報を踏まえ療養上必要な指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者連携指導料」が算定される。

## **在宅患者緊急時等カンファレンス (ざいたくかんじやきんきゅうじとうかんふあれんす)**

訪問診療実施医療機関の医師が、在宅において療養を行っている通院が困難な患者の急変等に対して、歯科訪問診療を実施している医師、訪問薬剤管理指導している薬剤師又は訪問看護ステーションの看護師、居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同でカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行うこと。  
診療報酬点数表の「在宅患者緊急時等カンファレンス料」が算定される。

### **在宅患者共同診療（ざいたくかんじやきょうどうしんりょう）**

在宅医療を行っている他の医療機関の求めに応じ、在宅において療養を行っている通院が困難な患者に対して、共同で往診すること。  
診療報酬点数表の「在宅患者共同診療」が算定される。

### **在宅患者訪問褥瘡管理指導（ざいたくかんじやほうもんじょくそうかんりしどう）**

在宅において療養を行っている通院が困難な患者に対して、重点的な褥瘡管理を行う必要がある場合、当該医療機関の医師、管理栄養士、看護師又は他の医療機関の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導を行うこと。  
診療報酬点数表の「在宅患者訪問褥瘡管理指導料」が算定される。

### **精神科訪問看護・指導（せいしんかほうもんかんご・しどう）**

在宅において療養を行っている精神障害者患者で通院が困難な方に対し、診療に基づく訪問看護・指導計画により、保健師、助産師又は看護師（准看護師）を定期的に訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行うこと。  
診療報酬点数表の「精神科訪問看護・指導料」が算定される。

### **精神科訪問看護指示（せいしんかほうもんかんごしじ）**

精神障害者患者の主治医が、診療に基づいて訪問看護の必要があると認めた患者に、その方の同意を得て、患者の選定する訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付すること。  
診療報酬点数表の「精神科訪問看護指示料」が算定される。

### **精神科在宅患者支援管理（せいしんかざいたくかんじやしえんかんり）**

在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院の医師が、居宅若しくは養護老人ホーム等の施設において療養を行っている精神障がい者患者で通院が困難な方に対して、同意を得て、計画的な医学管理の下に月2回以上の定期的な訪問診療を行うこと。  
診療報酬点数表の「精神科在宅患者支援管理料」が算定される。

### **歯科訪問診療（しかほうもんしんりょう）**

居宅や社会福祉施設等で療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が難しい患者（寝たきりの方など）を対象として、患者の居宅又は社会福祉施設等で診療を行うこと。  
診療報酬点数表の「歯科訪問診療料」が算定される。

### **訪問歯科衛生指導（ほうもんしかえいせいしどう）**

訪問歯科診療を受けた患者に対し、歯科衛生士、保健師、看護師又は准看護師が訪問し、患者又はその家族等に対して、療養上必要な口腔内での清掃や有床義歯の清掃に係る実地指導を行うこと。  
診療報酬点数表の「訪問歯科衛生指導料」が算定される。

### **歯科疾患在宅療養管理（しかしつかんざいたくりょうようかんり）**

訪問歯科診療を受けた継続的な歯科疾患の管理が必要な患者に対し、歯科疾患の状況や口腔機能評価の結果等を踏まえて管理計画を作成すること。  
診療報酬点数表の「歯科疾患在宅療養管理料」が算定される。

### **在宅患者歯科治療総合医療管理（ざいたくかんじやしかりょうそうごういりょうかんり）**

医科医療機関より在宅で歯科治療を行うにあたり総合的医療管理が必要であるとして全身状態等の情報提供を受けた患者に対し、総合的医療管理を行うこと。  
診療報酬点数表の「在宅患者歯科治療総合医療管理料」が算定される。

### **在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理（ざいたくかんじやほうもんこううりはびりてーしょんしどうかんり）**

在宅において療養を行っている通院が困難な口腔疾患及び摂食機能障害を有する患者に対して、口腔機能の回復及び口腔疾患の重症化予防を目的として、ブラークコントロール、機械的歯面清掃、スケーリング等を主体とした歯周基本治療又は摂食機能障害に対する訓練を含む指導管理等を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料」が算定される。

### **退院前在宅療養指導管理（たいいんまえざいたくりょうしどうかんり）**

入院中の患者の方が在宅での療養に備えて一時的に外泊する場合、その指導管理を行うこと。  
診療報酬点数表の「退院前在宅療養指導管理料」が算定される。

### **在宅自己注射指導管理（ざいたくじこちゅうしゃしどうかんり）**

注射薬の自己注射を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、自己注射に関する指導管理を行うこと。  
診療報酬点数表の「在宅自己注射指導管理料」が算定される。

### **在宅小児低血糖症患者指導管理（ざいたくしょうにていけつとうしょうかんじやしどうかんり）**

12歳未満の小児低血糖症の患者であって、薬物療法、経管栄養法若しくは手術療法を現に行っているもの又はそれらの終了後6ヶ月以内のものに対して、患者及びその家族等に対して適切な療養指導を行うこと。  
診療報酬点数表の「在宅小児低血糖症患者指導管理料」が算定される。

### **在宅妊娠糖尿病患者指導管理（ざいたくにんしんとうによびょうかんじやしどうかんり）**

インスリン製剤を使用していない妊娠中の糖尿病患者であって、周産期における合併症のリスクが高い者のうち、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖測定器を現に使用している者に対して、適切な療養指導を行うこと。  
診療報酬点数表の「在宅妊娠糖尿病患者指導管理料」が算定される。

## **在宅自己腹膜灌流指導管理（ざいたくじこふくまくかんりゅうしどうかんり）**

在宅で自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅自己連続携行式腹膜灌流に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅自己腹膜灌流指導管理料」が算定される。

## **在宅血液透析指導管理（ざいたくけつえきとうせきしどうかんり）**

在宅で血液透析を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。診療報酬点数表の「在宅血液透析指導管理料」が算定される。

## **在宅酸素療法指導管理（ざいたくさんそりょうほうしどうかんり）**

在宅で酸素療法を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行うこと。診療報酬点数表の「在宅酸素療法指導管理料」が算定される。

## **在宅中心静脈栄養法指導管理（ざいたくちゅうしんじょうみやくえいほうしどうかんり）**

在宅で中心静脈栄養法を行っている患者（入院中の方を除く）に対して、在宅中心静脈栄養法に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅中心静脈栄養法指導管理料」が算定される。

## **在宅成分栄養経管栄養法指導管理（ざいたくせいぶんえいようけいかんえいようほうしどうかんり）**

在宅で成分栄養経管栄養法を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅の成分栄養経管栄養法に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅成分栄養経管栄養法指導管理料」が算定される。

## **在宅小児経管栄養法指導管理（ざいたくしょうにけいかんえいようほうしどうかんり）**

経口摂取が著しく困難な15歳未満の患者又は15歳以上の患者であって経口摂取が著しく困難である状態が15歳未満から継続しているものについて、在宅での小児経管栄養法に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅小児経管栄養法指導管理料」が算定される。

## **在宅自己導尿指導管理（ざいたくじこどうにようしどうかんり）**

在宅で自己導尿を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅自己導尿に関する指導管理を行うこと。診療報酬点数表の「在宅自己導尿指導管理料」が算定される。

## **在宅人工呼吸指導管理（ざいたくじんこうこきゅうしどうかんり）**

在宅人工呼吸を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅人工呼吸に関する指導管理を行うこと。診療報酬点数表の「在宅人工呼吸指導管理料」が算定される。

## **在宅持続陽圧呼吸療法指導管理（ざいたくじぞくようあつこきゅうほうしどうかんり）**

在宅持続陽圧呼吸療法を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料」が算定される。

### **在宅悪性腫瘍等患者指導管理（ざいたくあいせいしゅようとうかんじやしどうかんり）**

在宅における悪性腫瘍等の鎮痛療法や化学療法を行っている末期の悪性腫瘍患者（入院中の方は除く）に対して、その療法に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅悪性腫瘍等患者指導管理料」が算定される。

### **在宅悪性腫瘍患者共同指導管理（ざいたくあくせいしゅようかんじやきょうどうしどうかんり）**

緩和ケア専門の医師と、在宅医療を担う医療機関の医師が連携して、同一日に悪性腫瘍の鎮痛療法や化学療法に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料」が算定される。

### **在宅寝たきり患者処置指導管理（ざいたくねたきり患者しょちしどうかんり）**

在宅における創傷処置等の処置を行っている患者（入院中の方は除く）で、寝たきりや寝たきりに近い状態の方に対して、その処置に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅寝たきり患者処置指導管理料」が算定される。

### **在宅自己疼痛管理指導管理（ざいたくじこうつうかんりしどうかんり）**

痛みを除くため植込型脳・脊髄刺激装置を植え込んだ後に、在宅において自己疼痛管理を行っている難治性の慢性疼痛の患者（入院中の方を除く）に対して、在宅自己疼痛管理に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅自己疼痛管理指導管理料」が算定される。

### **在宅振戦等刺激装置治療指導管理（ざいたくしんせんとうしげきそうちちりょうしどうかんり）**

植込型脳・脊髄電気刺激装置を植え込んだ後に、在宅において、患者自らが送信器等を用いて治療を実施する場合に、診察とともに治療効果を踏まえ、装置の状態について確認・調節等を行った上で、当該治療に係る指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅振戦等刺激装置治療指導管理料」が算定される。

### **在宅迷走神経電気刺激治療指導管理（ざいたくめいそうしんけいでんきしげきちりょうしどうかんり）**

植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後、在宅において、患者自らがマグネット等を用いて治療を実施する場合に、診察とともに治療効果を踏まえ、装置の状態について確認・調節等を行った上で、当該治療に係る指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料」が算定される。

### **在宅仙骨神経刺激療法指導管理（ざいたくせんこしんけいしげきりょうほうしどうかんり）**

植込型仙骨神経刺激装置を植え込んだ後、在宅において、患者自らが送信器等を用いて治療を実施する場合に、診察とともに治療効果を踏まえ、装置の状態について確認・調節等を行った上で、当該治療に係る指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅仙骨神経刺激療法指導管理料」が算定される。

## **在宅肺高血圧症患者指導管理（ざいたくはいこうけつあつしょうかんじやしどうかんり）**

肺高血圧症の患者（入院中の方を除く）に対して、プロスタグランジン I2 製剤の投与等について医学管理等を行うこと。診療報酬点数表の「在宅肺高血圧症患者指導管理料」が算定される。

## **在宅気管切開患者指導管理（ざいたくきかんせつかいかんじやしどうかんり）**

気管切開を行っている患者（入院中の方は除く）に対して、在宅における気管切開に関する指導管理を行うこと。診療報酬点数表の「在宅気管切開患者指導管理料」が算定される。

## **在宅難治性皮膚疾患処置指導管理（ざいたくなんじせいひふしつかんしょちしどうかんり）**

表皮水疱症患者又は水疱型先天性魚鱗癖様紅皮症患者であって、難治性の皮膚病変に対する特殊な処置が必要なものに対して、水疱、びらん又は潰瘍等の皮膚の状態に応じた薬剤の選択及び被覆材の選択等について療養上の指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料」が算定される。

## **在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理（ざいたくうえこみがたほじよじんこうしんぞう（ひはくどうりゅう）しどうかんり）**

植込型補助人工心臓（非拍動流型）を使用している患者（入院中の方を除く）に対して、駆動状況の確認と調整、抗凝固療法の管理等の診察を行った上で、緊急時の対応を含む療養上の指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料」が算定される。

## **在宅経腸投薬指導管理（ざいたくけいちょうとうやくしどうかんり）**

パーキンソン病の患者に対し、レボドパ・カルビドパ水和物製剤を経胃瘻空腸投与する場合に、医師が患者又は患者の看護にあたる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行うこと。診療報酬点数表の「在宅経腸投薬指導管理料」が算定される。

## **在宅腫瘍治療電場療法指導管理（ざいたくしゅよううちりょうでんぱりょうほうしどうかんり）**

入院中の患者以外の患者であって、テント上膠芽腫の治療を目的に、在宅で患者自らが行う在宅腫瘍治療電場療法を行っているものに対して、療養上必要な指導を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅腫瘍治療電場療法指導管理料」が算定される。

## **在宅経肛門的自己洗腸指導管理（ざいたくけいこうもんてきじこせんちようしどうかんり）**

在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている患者（入院中の患者は除く）に対して、患者自ら経肛門的自己洗腸用の器具を用いて実施する経肛門的自己洗腸療法に関する指導管理を行うこと。

診療報酬点数表の「在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」が算定される。

## **中心静脈栄養（ちゅうしんじょうみやくえいよう）**

食事を口から摂取できない、消化管が機能していないなどの患者に対して、胸の周囲にある太い血管である中心静脈に直接点滴をして栄養を補給する治療方法のこと。

## 腹膜透析（ふくまくとうせき）

患者の腹部にチューブ・カテーテルを通して透析液を入れることで、腹膜を介して血液の浄化を行う治療方法のこと。

## 酸素療法（さんそりょうほう）

低酸素状態の改善を目的に、体内に適度な濃度の酸素を吸入させる治療方法のこと。

## 経管栄養（けいかんえいよう）

食事を口から摂取できないなどの患者に対して、チューブ・カテーテルを通して胃や小腸に通して、栄養を補給させる治療方法のこと。

## 疼痛の管理（とうつうのかんり）

患者が感じている痛みの状態を把握し、投薬などの適切な管理方法を実施すること。

## 褥瘡の管理（じょくそうのかんり）

褥瘡の予防・治療について適切な管理方法を実施すること。褥瘡とは、寝たきりなどによって、体重で圧迫されている場所の血流が悪くなったり滞ることで、皮膚の一部が赤い色味をおびたり、ただれたり、傷ができてしまう疾患。

## レスピレーター（れすぴれーたー）

呼吸器疾患の治療などを目的に、酸素と空気を人工的に肺に送り込む器械のこと。人工呼吸器ともいう。

## ターミナルケア（たーみなるけあ）

延命を目的とした治療ではなく、身体的・精神的な苦痛を和らげ、生活の質を維持・向上することを目的に終末期に行われるケアのこと。

## 介護福祉施設サービス（かいごふくしせつさーびす）

特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上であるものに限る）であって、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供することを目的とする施設（介護老人福祉施設）で提供されるサービス。

## 介護保健施設サービス（かいごほけんしせつさーびす）

その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上のサービスを提供することを目的し、所定の要件を満たして都道府県知事の許可を得た施設（介護老人保健施設）で提供されるサービス。

## 介護療養施設サービス（かいごりょうようしせつさーびす）

療養病床などのある病院または診療所で、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、そのほかのサービス、機能訓練、そのほかの必要な医療を提供することを目的とした施設（介護療養型医療施設）で提供されるサービス。

### **介護医療院サービス（かいごいりょういんさーびす）**

ターミナルケアや看取りも行う医療機能と生活施設の機能を兼ね備えた施設（介護医療院）で提供されるサービス。

### **居宅介護支援（きよたくかいごしえん）**

居宅の要介護者が介護予防サービスなどを適切に利用することができるよう、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うこと。

### **訪問介護（ほうもんかいご）**

介護福祉士や訪問介護員によって提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス。

### **訪問入浴介護（ほうもんにゅうよくかいご）**

居宅を訪問し、持参した浴槽によって行われる入浴の介護。

### **訪問看護（ほうもんかんご）**

居宅療養しているものに対し、看護師、助産師、准看護師、保健師等が居宅を訪問して行う療養上の世話または必要な診療の補助。

### **訪問リハビリテーション（ほうもんりはびりてーしょん）**

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という専門職が、居宅を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。

### **居宅療養管理指導（きよたくりょうようかんりしどう）**

病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導など。

### **通所介護（つうしょかいご）**

利用者が老人デイサービスセンターなどを訪れて提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練。

### **通所リハビリテーション（つうしょりはびりてーしょん）**

利用者が介護老人保健施設、病院や診療所を訪れて提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーション。

## **短期入所生活介護（たんきにゅうしょせいかつかいご）**

特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練。

## **短期入所療養介護（たんきにゅうしょりょうようかいご）**

介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上のサービス。

## **特定施設入居者生活介護（とくていしせつにゅうきよしゃせいかつかいご）**

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（特定施設サービス計画）に基いて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送るうえで必要となるサービス。

## **福祉用具貸与（ふくしょうぐたいよ）**

利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、(1). 車いす、(2). 車いす付属品、(3). 特殊寝台、(4). 特殊寝台付属品、(5). 床ずれ予防用具、(6). 体位変換器、(7). 手すり、(8). スローブ、(9). 歩行器、(10). 歩行補助つえ、(11). 認知症老人徘徊感知機器、(12). 移動用リフト（つり具の部分を除く）、(13). 自動排泄処理装置、の福祉用具を貸し与えること。

## **特定福祉用具販売（とくていふくしょうぐはんばい）**

福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの（これを「特定福祉用具」という）を販売すること。具体的には、(1). 腰掛便座、(2). 自動排泄処理装置の交換可能部品、(3). 入浴補助用具、(4). 簡易浴槽、(5). 移動用リフトのつり具の部分、の5品目。

## **定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ていきじゅんかい・すいじたいおうがたほうもんかいごかんご）**

定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなど。

## **夜間対応型訪問介護（やかんたいおうがたほうもんかいご）**

夜間の、定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなど。

## **地域密着型通所介護（ちいきみっぢやくがたつうしょかいご）**

老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練。

## **認知症対応型通所介護（にんちしようたいおうがたつうしょかいご）**

認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れて利用する、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練。

## **小規模多機能型居宅介護（しょうきばたきのうがたきよたくかいご）**

利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練。

## **認知症対応型共同生活介護（にんちしようたいおうがたきょうどうせいかつかいご）**

利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練。

## **地域密着型特定施設入居者生活介護（ちいきみっちやくがたとくていしせつにゅうきよしやせいかつかいご）**

施設に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（地域密着型特定施設サービス計画）に基いて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話。

## **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ちいきみっちやくがたかいごろうじんふくししせつにゅうきよしやせいかつかいご）**

施設に入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画（地域密着型施設サービス計画）に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。

## **複合型サービス（ふくごうがたさーびす）**

利用者の居宅への訪問、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練。

## **介護予防支援（かいごよぼうしえん）**

要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防に効果のある保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うこと。

## **介護予防訪問入浴介護（かいごよぼうほうもんにゅうよくかいご）**

介護予防を目的として、利用者の居宅を訪問し、持参した浴槽によって期間を限定して行われる入浴の介護。

## **介護予防訪問看護（かいごよぼうほうもんかいご）**

介護予防を目的として、看護師などが一定の期間、居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助。

### **介護予防訪問リハビリテーション（かいごよぼうほうもんりはびりてーしょん）**

介護予防を目的として、一定の期間、利用者の居宅で提供されるリハビリテーション。

### **介護予防居宅療養管理指導（かいごよぼうきよたくりょうようかんりしどう）**

介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導など。

### **介護予防通所リハビリテーション（かいごよぼうつうしょりはびりてーしょん）**

介護予防を目的として、一定期間、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、そのほかの必要なリハビリテーション。

### **介護予防短期入所生活介護（かいごよぼうたんきにゅうしょせいかつかいご）**

特別養護老人ホームなどの施設で短期間、生活してもらい、介護予防を目的としてその施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援及び機能訓練。

### **介護予防短期入所療養介護（かいごよぼうたんきにゅうしょりょうようかいご）**

介護老人保健施設などの施設で短期間、生活してもらい、介護予防を目的としてその施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上の支援。

### **介護予防特定施設入居者生活介護（かいごよぼうとくていしせつにゅうきよしゃせいかつかいご）**

特定施設に入居している要支援認定を受けた利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（介護予防特定施設サービス計画）に基いて行われる入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話。

### **介護予防福祉用具貸与（かいごよぼうふくしょうぐたいよ）**

福祉用具のうち、介護予防に効果があるとして厚生労働大臣が定めた福祉用具を貸し与えること。

### **特定介護予防福祉用具販売（とくていかいごよぼうふくしょうぐはんばい）**

福祉用具のうち、介護予防に効果のあるものであって、入浴や排泄の際に用いられるなどの理由によって貸与にはなじまないもの（これを「特定介護予防福祉用具」という）を販売すること。

### **介護予防認知症対応型通所介護（かいごよぼうにんちしょうたいおうがたつうしょかいご）**

介護予防を目的として、認知症にある人が、老人デイサービスセンターなどを訪れ、一定期間そこで提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練。

## **介護予防小規模多機能型居宅介護（かいごよぼうしょうきほたきのうがたきよたくかいご）**

利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、介護予防を目的に提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練。

## **介護予防認知症対応型共同生活介護（かいごよぼうにんちしょうたいおうがたきようどうせいいかつかいご）**

介護予防を目的として、利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービスなどや機能訓練。

## **第一号訪問事業（だいいちごうほうもんじぎょう）**

居宅要支援者等の介護予防のため、利用者のもとへ看護師や介護士などの専門職が訪れ提供される、日常生活上の支援。

## **第一号通所事業（だいいちごうつうしょじぎょう）**

居宅要支援者等の介護予防のため、利用者が自らが普段生活している場所とは違うところを訪れ提供される、日常生活上の支援または機能訓練。

## **セカンド・オピニオン（せかんど・おぴにおん）**

他の医師から診療方針について助言を求める。患者又はその家族からの申し出に基づいて、主治医が診療状況を示す治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等の情報を患者又はその家族に提供し、患者等が希望する医療機関の医師に意見を求める。

## **医療連携に対する窓口（いりょうれんけいにたいするまどぐち）**

医療を提供する施設間でそれぞれの機能を分担したり、業務の連携を確保するための窓口（地域医療連携室等）。

## **地域連携クリティカルパス（ちいきれんけいくりていかるぱす）**

患者が早期に自宅に帰れるように、治療を受けるすべての医療機関で共有する診療計画のこと。

転院先の病院においても、その患者の状態をあらかじめ把握できるので、重複した検査が不要となる、転院して直ぐに効果的なリハビリなどを開始できるというメリットがある。

## **日常的な医学管理と重症化予防（にちじょうてきないりょうかんりとじゅうしょうかよぼう）**

日常行う診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供していること。

## **地域の医療機関等との連携（ちいきのいりょうきかんとうとのれんけい）**

自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築していること。

## **在宅療養支援、介護等との連携（ざいたくりょうようしえん、かいごとうとのれんけい）**

日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っていること。

## **適切かつわかりやすい情報の提供（てきせつかつわかりやすいじょうほうのていきょう）**

患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っていること。

## **地域包括診療料の届出（ちいきほううかつしんりょうりょうのとどけ）**

主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した診療報酬点数の算定が可能であること。

## **小児かかりつけ診療料の届出（しょうにかかりつけしんりょうりょうのとどけ）※**

小児のかかりつけ医として、継続的かつ全的な医療を行うことを評価した診療報酬点数の算定が可能であること。

※かかりつけ医機能に関する項目については今後見直し予定

## **機能強化加算の届出（きのうきょうかかさんとのとどけ）※**

外来医療における適切な役割分担を図り、より的確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した診療報酬点数の算定が可能であること。

※かかりつけ医機能に関する項目については今後見直し予定

## **地域包括診療加算の届出（ちいきほううかつしんりょうかさんのとどけ）※**

主治医機能を持った診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全的な医療を行うことを評価した診療報酬点数の算定が可能であること。

※かかりつけ医機能に関する項目については今後見直し予定

## **地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口（ちいきのほけんいりょうさーびすまたはふくしーさーびすをていきようするものとのれんけいにたいするまどぐち）**

退院後に保健医療・福祉サービスを受けたいとき、それらのサービスを提供している事業所や施設と連携が可能な相談窓口。

## **周産期相談（しゅうさんきそうだん）**

母体・胎児や新生児の生命に関わるリスクが発生する可能性が高い妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの期間（周産期）に関する相談対応のこと。

## **母乳育児相談（ぼにゅういくじそうだん）**

産後における授乳指導や乳腺炎への対応など、母乳育児に関する相談対応のこと。

### **栄養相談（えいようそうだん）**

母乳や人工乳、離乳食など、乳幼児の食生活や栄養に関する相談対応のこと。

### **家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）（かぞくけいかくしどう（じゅたいちょうせつじっちしどうをふくむ。））**

家庭の事情を考慮して、子どもの数や有無、間隔に関して計画を立てることや適切な性生活について指導を行うこと。避妊によって妊娠、出産を計画的に調節することを受胎調節といい、認定を受けた者が、厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を用いて受胎調節の実地指導を行う。

### **女性の健康相談（じょせいのけんこうそうだん）**

妊娠・出産・子育てをはじめとした、女性に起こりうる、心身の健康問題に関する相談対応のこと。

### **訪問相談又は訪問指導（ほうもんそうだんまたはほうもんしどう）**

妊娠婦や新生児のケア・サポートを目的に、訪問による相談対応や育児指導などを行うこと。また、思春期の保健対策と健康教育に関する訪問相談・指導についても含む。

### **医療従事者の人員数（いりょうじゅうじしゃのじんいんすう）**

その医療機関における医療従事者の人数（非常勤の医療従事者は常勤換算（週当たりの勤務時間数をもとに換算）を行った人数）。

### **看護師の配置（実質配置）状況（かんごしのはいち（じっしつはいち）じょうきょう）**

病院の病床別に看護師（准看護師を含む）1人あたりの入院患者数。

### **医療安全についての相談窓口（いりょうあんぜんについてのそうだんまどぐち）**

患者等からの相談等を受け付け、対応する医療機関内の窓口。

### **医療安全管理者（いりょうあんぜんかんりしゃ）**

医療機関内の医療安全管理を担当し、医療機関の安全管理体制の構築、職員の教育・研修、指導等の業務を行う者。

### **医療安全管理部門（いりょうあんぜんかんりぶもん）**

組織横断的に医療機関内の安全管理を行う部門。

### **医療事故情報収集等事業（いりょうじごじょうほうしゅうしうとうじぎょう）**

公益財団法人日本医療機能評価機構において実施されている、医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例の収集等を行う事業。報告が義務になっている医療機関と任意になっている医療機関がある。

### **医療事故調査制度（いりょうじこちょうさせいど）**

医療事故（医療の中で起きた予期せぬ患者の死亡）が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を遺族と民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）に報告。センターでは報告を受けた医療事故の収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み。

### **院内感染対策担当者（いんないかんせんたいさくたんとうしゃ）**

医療機関の感染管理体制の構築、職員の教育・研修、指導等の業務を行う者。

### **院内感染対策部門（いんないかんせんたいさくぶもん）**

組織横断的に医療機関内の院内感染対策を行う部門。

### **厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）（こうせいろうどうしょういんないかんせんたいさくさべいらんす（JANIS））**

全国の医療機関における院内感染の発生状況、薬剤耐性菌の分離状況及び薬剤耐性菌による感染症の発生状況等について、厚生労働省が参加医療機関に対して実施している調査。

各医療機関内において実施される院内感染対策の改善方策を支援するための情報提供を目的としており、趣意に賛同した原則 20 床以上の病院が調査の対象として参加している。

### **入院診療計画策定時における院内の連携体制（にゅういんしんりょうけいかくさくていじにおけるいんないのれんけいたいせい）**

患者の入院診療計画を策定するにあたり、医療機関内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制。

### **オーダリングシステム（おーダりんぐしすてむ）**

検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム。ここでは、医療機関におけるオーダリングシステムの導入有無や、その導入範囲を指す。

### **ICDコード（ICD こーど）**

ICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録や分析等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)が提示している疾病分類。

ICD コードの利用とは、この疾病分類のコードに基づいた診療情報の管理を行っていることを指す。

### **診療録管理専任従事者（しんりょうろくかんりせんにんじゅうじしゃ）**

診療録（カルテ）の管理業務等に専任している者。ただし、受付事務や診療報酬請求事務を主な業務としている職員は含まれない。

## **情報開示に関する窓口 (じょうほうかいじにかんするまどぐち)**

医療機関内に情報開示の手続き等を行う窓口。患者等からの診療情報等の相談、開示請求に応じている。

## **臨床病理検討会 (りんしょうびょうりけんとうかい)**

患者の診療に当たっている臨床医と、病理診断を行う病理医が集まり、症例検討を行う会（CPC、Clinico- Pathological Conferenceともいう。）。

## **予後不良症例に関する院内検討体制 (よごふりょうしようれいにかんするいんないけんとうたいせい)**

医療機関内で、治療後の経過が良くない患者に対して、その原因や対策などを院内で検討を行う体制（M&M、Morbidity and Mortality）。

## **死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析実施の有無 (しほうりつ、さいにゅういんりつ、しつかんべつ・ちりょうこういべつのへいきんざいいんにっすうとうちりょうけっかにかんするぶんせきじっしのうむ)**

死亡率や再入院率など、患者に対する治療結果に関して、その医療機関が分析を行っているかどうかの有無。

## **死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果提供の有無 (しほうりつ、さいにゅういんりつ、しつかんべつ・ちりょうこういべつのへいきんざいいんにっすうとうちりょうけっかにかんするぶんせきけっかていきょうのうむ)**

医療機関が、治療結果に関する分析の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか、または年報やホームページで提供しているかどうかの有無。

## **病床の種別ごとの患者数 (びょうしようのしゅべつごとのかんじやすう)**

病床種別毎の前年度の1日平均入院患者数。

なお、1日平均患者数とは前年度の入院患者延べ数を1年の日数である365日（閏年は366日）で割った数値。

## **外来患者数 (がいらいかんじやすう)**

前年度の1日平均外来患者数。

なお、1日平均外来患者数とは前年度の外来患者延べ数（在宅患者数を除く）を前年度1年間の外来診療を行った日数で割った数値。

## **在宅患者数 (ざいたくかんじやすう)**

前年度の1日平均在宅患者数。

なお、1日平均在宅患者数とは、前年度の在宅患者延べ数を前年度1年間に往診などで診療した日数で割った数値を指す。

## **平均在院日数 (へいきんざいいんにっすう)**

前年度の全入院患者の入院日数の平均。

### **患者満足度の調査の実施有無 (かんじやまんぞくどのちようさのじつしのうむ)**

患者に医療機関の満足度についてアンケート等を実施しているかどうかの有無。

### **患者満足度の調査結果の提供有無 (かんじやまんぞくどのちようさけつかのていきょううむ)**

患者に医療機関の満足度について実施したアンケート等の結果を、患者の求めに応じて提供しているかどうかの有無。

### **産科医療補償制度 (さんかいりょうほしょうせいど)**

分娩に関連して発症した脳性麻痺児やその家族の経済的負担を補償する無過失補償制度。

脳性麻痺が発症した原因の分析を行い、その結果を子供とその家族および分娩機関に情報提供することも目的。補償の対象者や補償金額等、制度の詳細については、公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページを参照。  
<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

### **公益財団法人 日本医療機能評価機構による認定 (こうえきざいだんほうじんにほんいりょうきのうひょうかきこうによるにんてい)**

公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を受けたことによる認定。認定を受けた際は認定証が発行される。認定の詳細については、公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページを参照。

<https://jcqhc.or.jp/>

### **JCI (JOINT COMMISSION INTERNATIONAL) による認定 (JOINT COMMISSION INTERNATIONAL) によるにんてい)**

医療の質と患者の安全性を国際的に審査する機関。JCI の認定には 2022 年 10 月現在 8 つのプログラム（病院、大学医療センター、外来診療、臨床検査、在宅ケア、長期ケア、医療搬送機関、プライマリーケアセンター）がある。

### **一般財団法人日本品質保証機構による認定 (いっぽんざいだんほうじんにほんひんしつほしょうきこうによるにんてい)**

公正・中立な第三者機関として 1957 年に設立。マネジメントシステム（組織が方針および目標を定め、その目標を達成するためのシステム）・製品・環境等に関する認証・試験・検査等を実施。

### **指定難病 (じていなんびょう)**

難病のうち、医療費助成の対象として国が指定するもの。各指定難病の詳細は、公益財団法人難病医学研究財団 HP 「難病情報センター 病気の解説」を参考にすること。

<https://www.nanbyou.or.jp/>

### **自治体の派遣する通訳・介助者と連携した医療の説明 (じちたいのはけんするつうやく・かいじょしゃとれんけいしたいりょうのせつめい)**

盲ろう（視覚と聴覚の両方の障害）のため意思疎通に支障がある方へ、受診に同行した通訳・介助者と連携して医療の説明を行うこと。

通訳・介助者は、自治体による派遣等の支援制度がある。内容・利用方法については、各自治体に確認が必要。

### **自治体の派遣する失語症者向け意思疎通支援者等と連携した医療の説明（じちたいのはけんするしつごしうしやむけいしそうしえんしやとうとれんけいしたいりょうのせつめい）**

失語症者等の物事を考える機能は保たれているが、自分の考えを「言葉」の形にすることはできず、「話す」「話を聞いて理解する」「読む」「書く」など言葉にかかわる機能が失われ、周囲とのコミュニケーションをとることが困難な方へ、受診に同行した意思疎通支援者（※）等と連携して医療の説明を行うこと。

意思疎通支援者等は、自治体による派遣等の支援制度がある。内容・利用方法については、各自治体に確認が必要。

※ 意思疎通支援者：失語症者の多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために必要なコミュニケーション技術を習得している者

### **障害のある方の外来受診時・待ち時間における介助の取組内容（じょうがいのあるかたのがいらじゅしんじ・まちじかんにおけるかいじよのとりくみないよう）**

障害のある方の外来受診・待ち時間における介助について、医療機関等が取り組む内容。

具体的な内容は個別の医療機関によるが、例えば、身体障害補助犬や介助者の付き添いに関する事項、院内における個室での待機等の可否、診察や窓口への振動式呼出し（※）等があげられる。

※ 振動、光、音等で呼出しを知らせる方法

### **合理的配慮（ごうりてきはいりょ）**

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、過重な負担とならない範囲で対応することが求められるもの。

### **オストメイト対応トイレ（おすとめいとたいおうといれ）**

「ストーマ」（人工肛門・人工膀胱）を保有する方をオストメイトという。排泄物を溜めるパウチ（袋）・尿瓶等の補助具の洗浄ができるシャワー等の特別な設備を備えたトイレのこと。

### **ロービジョンケア（ろーびじょんけあ）**

視覚に障害があるため生活に何らかの支障を来している人に対して、疾患の治療だけでなく、視覚以外の感覚の活用（例：音声機器、触読機器）、進路の決定（例：特別支援学校、職業訓練施設）、視覚障害者同士の情報交換（例：関連団体、患者交流会）等ができるよう情報提供する等、患者のQOL（Quality Of Life：生活の質）を高めるためのすべての支援の総称。

### **全国医療情報プラットフォーム（ぜんこくいりょうじょうほうぱうとふおーむ）**

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト（※1）・特定健診等情報（※2）に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム。

※1 レセプト：診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報

※2 特定検診等情報：特定健康診査（生活習慣病の予防のために、40歳～74歳の方を対象に行うメタボリックシンドロームに着目した健診）及び特定保健指導（生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対する、専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート）の実施状況に関する情報

## 退院時の情報共有・共同指導（たいいんじのじょうほうきょうゆう・きょうどうしどう）

退院後の生活に向けて事前に必要な準備を行うほか、患者の方に安心して退院後の生活に移行してもらうため、退院時に、入院した病院と退院後の医療・介護関係者が連携して必要な情報を共有したり、患者の方に対して必要な情報を提供したりすること。

## ACP（えーしーぴー）

人生会議（アドバンス・ケア・プランニング <ACP>）。

人生の最終段階における医療・ケアについて、自らの意思に沿った医療・ケアを受けるために、家族等や医療・介護従事者とあらかじめ、繰り返し話し合うこと。

## 専門看護師（せんもんかんごし）

看護師として5年以上の実践経験を持ち、看護系の大学院で修士課程を修了して必要な単位を取得した後に、専門看護師認定審査に合格することで取得できる資格。「専門看護分野」ごとに日本看護協会が認定している。

## 認定看護師（にんていかんごし）

看護師として5年以上の実践経験を持ち、日本看護協会が定める600時間以上の認定看護師教育を修め、認定看護師認定審査に合格することで取得できる資格。「認定看護分野」ごとに日本看護協会が認定している。

## オンライン資格確認（おんらいんしかくかくにん）

マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで健康保険などの資格情報の確認ができる仕組み。

## 電子処方箋（でんしょほうせん）

今まで紙で発行していた処方箋を電子化したもの。患者はマイナポータルの他、電子版お薬手帳から内容の閲覧が可能。対応している医療機関・薬局では最新の処方歴・調剤情報を確認でき、薬の重複・相互作用等を確認できる。

## 電子カルテ情報共有サービス（でんしかるてじょうほうきょうゆうさーびす）

全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための、電子カルテ情報共有サービスを活用する仕組み。令和7年2月からモデル事業を実施しており、運用開始に向けて準備中。

## トレーシングレポート（トレーシングレポート）

患者の服薬状況などに係る情報のうち、必ずしも緊急を要さないものの、患者の薬物治療に有用な情報について薬局から医療機関・担当医師等へ共有される情報。服薬情報提供書とも呼ばれる。

## 服薬を一元的に管理する地域の取組（ふくやくをいちげんてきにかんりするちいきのとりくみ）

地域全体で処方意図や医療機関退院後の方針について地域で共有するなど、地域包括ケアシステム（※1）にかかる医療関係者・介護関係者との連携までの地域におけるポリファーマシー（※2）対策等の取組への参加。

※1 地域包括ケアシステム：介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・生活支援などを一体的に提供できる体制

※2 ポリファーマシー：必要以上に多くの薬を服用している状態で、副作用や飲み間違いなどの問題を引き起こすこと

## 在宅当番医制（ざいたくとうばんいせい）

地域患者の時間外等外来に係る複数医療機関による輪番体制。複数の医師が在宅当番医制により、休日及び夜間において比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。

## 休日夜間急患センター（きゅうじつやかんきゅうかんせんたー）

地方自治体が整備する急患センターにて、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。

## 時間外対応加算（じかんがいたいおうかさん）

診療所が診療時間以外の時間に、患者やその家族からの電話等に対応できる体制を評価する診療報酬上の加算。

## 時間外加算または時間外特例医療機関加算（じかんがいかさんまたはじかんがいとくれいいりょうかんかさん）

診療報酬上の評価項目のひとつ。

医療機関等が表示する診療時間以外であって、深夜・休日を除く概ね 18 時～翌朝 8 時（土曜日は正午～翌朝 8 時）の間に診療を行った場合に算定可能。

## 深夜加算（しんやかさん）

診療報酬上の評価項目のひとつ。

医療機関等が表示する診療時間以外であって、22 時～翌朝 6 時の間に診療を行った場合に算定可能。

## 休日加算（きゅうじつかさん）

診療報酬上の評価項目のひとつ。

医療機関等が表示する診療時間以外であって、日曜・祝日・年末年始に診療を行った場合に算定可能。

## 夜間・早朝等加算（やかん・そうちようとうかさん）

診療報酬上の評価項目のひとつ。

医療機関等が表示する診療時間内であって、18 時～翌朝 8 時、休日に診療を行った場合に算定可能。

## 後方支援病床（こうほうしえんびょうじょう）

在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床。

## **入退院支援加算（にゅうたいいんしょんかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

入院早期より退院困難な要因（悪性腫瘍、認知症、緊急入院等）を有する患者を抽出し、適切な退院先に適切な時期に退院できるよう、退院支援計画の立案及び当該計画に基づき退院した場合に算定する。

## **地域の入退院支援ルール（ちいきのにゅうたいいんしょんるーる）**

要介護状態等にある患者が円滑に入退院できるよう、医療機関と在宅担当者（ケアマネジャー等）で患者の必要な情報共有等を行うための仕組みのこと。

## **地域連携クリティカルパス（ちいきれんけいくりていかるぱす）**

急性期病院（※1）から回復期病院（※2）を経て早期に自宅に戻れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。

診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者の方に提示・説明することにより、患者の方が安心して医療を受けることができるようとする。

内容としては、施設ごとの診療内容と治療経過、最終ゴール等が含まれる。

※1 急性期病院：急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能を有する病院

※2 回復期病院：急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有する病院

## **開放型病院共同指導料（I）（かいほうがたびょういんきょうどうしどりょう（I））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

診療所に受診した後、開放型病院（※）に入院することになった場合、当初受診した診療所の医師が開放型病院に赴いて、当該病院の医師と共同で診療・指導等を行った場合に、診療所において算定される。

※ 開放型病院：病院の施設や機能を地域の診療所医師などにも開放し、連携して医療を提供する病院のこと。

## **退院時共同指導料1（たいいんじきょうどうしどりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の医師等（看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士を含む）と入院中の保健医療機関の医師等が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を共同して行った上で、文書により情報提供した場合にそれぞれの保険医療機関において算定する。

## **地域連携診療計画加算（ちいきれんけいしんりょうけいかくかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

地域連携診療計画（※）に基づく情報を連携医療機関に対して提供した場合に算定される。

※ 地域連携診療計画：疾患ごとに、入院時の症状、予定されている診療内容や、標準的な転院までの期間、転院後の診療内容、連携する保険医療機関を退院するまでの標準的な期間、退院に当たり予想される患者の状態に関する退院基準など、診療に係る計画についての情報をまとめるもの。

## **開放型病院共同指導料（II）（かいほうがたびょういんきょうどうしどりょう（II））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

診療所に受診した後、開放型病院（※）に入院することになった場合、当初受診した診療所の医師が開放型病院に赴いて、当該病院の医師と共同で診療・指導等を行った場合に、入院先の病院において算定される。

※ 開放型病院：病院の施設や機能を地域の診療所医師などにも開放し、連携して医療を提供する病院のこと。

## **退院時共同指導料 2（たいいんじきょうどうしどうりょう 2）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

入院中、退院後に在宅での療養を担う医療機関の医師等（看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士を含む）が、入院中の医療機関に赴き、退院後の在宅での療養に必要な説明や指導を、入院医療機関の医師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に算定される。

## **介護支援等連携指導料（かいごしえんとうれんけいしどうりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

入院中の患者の方に対して、心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能な介護サービス又は障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に算定される。

## **特定機能病院（とくていきのうびょういん）**

高度な医療の提供、医療技術の開発及び研修を実施する能力等を備えた病院として承認された病院。

## **地域医療支援病院（ちいきいりょうしえんびょういん）**

患者のに身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を行う病院。

## **紹介受診重点医療機関（じょうかいじゅしんじゅうてんいりょうきかん）**

かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関。手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っている。

紹介状の有無にかかわらず受診は可能だが、紹介状がなく来院された場合は、一部負担金（3割負担等）とは別の「特別の料金」が原則必要となる。

## **訪問診療の実施（ほうもんしんりょうのじっし）**

在宅療養を行っており、疾病・傷病のため通院が困難な患者に対して定期的に訪問して診療を行うこと。

## **在宅患者訪問診療料（I）1（ざいたくかんじやほうもんしんりょうりょう（I）1）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、定期的な訪問診療を行った場合に、診療を行うごとに算定できる。

## **在宅患者訪問診療料（I）2（ざいたくかんじやほうもんしんりょうりょう（I）2）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

主治医として定期的に訪問診療を行っている他の医療機関から紹介された患者に対して訪問診療を行った場合に算定できる。

### **乳幼児加算（在宅患者訪問診療料（1）・（2））（にゅうようじかさん（ざいたくかんじやほうもんしんりょうりょう（1）・（2）））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

6歳未満の乳幼児に対して訪問診療を行った場合に算定できる。

### **在宅患者訪問診療料（II）（ざいたくかんじやほうもんしんりょうりょう（II））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

有料老人ホーム等に併設されている医療機関が、併設の施設に入居している患者に対して訪問診療を行った場合に算定できる。

### **在宅時医学総合管理料（ざいたくじいがくそうごうかんりりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

在宅において療養を行っている患者に対して、個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成し、定期的に訪問診療を行い、総合的な医学管理を行った場合に算定できる。

### **往診料（おうしんりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

患者や家族等から電話などで医療機関に対し直接求めがあった場合に、必要に応じて速やかに患者宅に赴いて診療を行った場合に算定可能。

### **夜間往診加算（やかんおうしんかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

午後6時から午後10時、もしくは翌日午前6時から午前8時までの間に往診を行った場合に算定可能。

### **深夜往診加算（しんやおうしんかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

午後10時から翌日午前6時までの間に往診を行った場合に算定可能。

### **休日往診加算（きゅうじつおうしんかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

日曜・祝日・年末年始に往診を行った場合に算定可能。

### **緊急往診加算（きんきゅうおうしんかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

医療機関の診療時間内（概ね午前8時から午後1時までの間）に、患者または家族から緊急に求められて往診を行った場合に算定可能。

### **往診時医療情報連携加算（往診料）（おうしんじいりょうじょうほうれんけいかさん（おうしんりょう））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

在宅療養支援診療所（※1）または在宅療養支援病院（※2）が、定期的に訪問診療を行っている他の医療機関（在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院以外の医療機関に限る。）と、患者の診療情報及び当該患者の病状の急変時の対応方針等の情報の共有を行っている場合に、その患者に対して当該他の医療機関の代わりに往診を行った場合において算定できる。

※1 在宅療養支援診療所：在宅療養をされる患者さんのために、定期的な訪問診療と365日対応可能な往診、訪問看護や入院ベットの確保、介護連携、看取りなどの体制を整備した診療所のこと

※2 在宅療養支援病院：入院ベッド数が200床未満で、通常の病院機能に加えて在宅療養をされる患者さんのために、定期的な訪問診療と365日対応可能な往診、訪問看護や入院ベッドの確保、介護連携、看取り等などの体制を整備した病院のこと

### **在宅患者訪問看護・指導料（ざいたくかんじやほうもんかんご・しどりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

在宅で療養を行っている通院困難な患者に対して、病状に基づいて訪問看護・指導計画を作成したうえで、看護師等が患者宅を定期的に訪問し看護・指導を行った場合に算定できる。

### **同一建物居住者訪問看護・指導料（どういつたてものきよじゅうしゃほうもんかんご・しどりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

在宅で療養を行っている通院困難な患者で、当該保険医療機関が同じ日に訪問看護・指導を行う患者と同じ建物に居住する患者に対して、病状に基づいて訪問看護・指導計画を作成したうえで、看護師等が患者宅を定期的に訪問し看護・指導を行った場合に算定できる。

### **精神科訪問看護・指導料（I）（せいしんかほうもんかんご・しどりょう（I））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

精神科を標榜している保険医療機関において精神科を担当している医師の指示を受けた看護師等が、精神疾患を有する入院中以外の患者又はその家族等に対して、患者宅を訪問し看護・社会復帰指導等を行った場合に算定できる。

### **精神科訪問看護・指導料（III）（せいしんかほうもんかんご・しどりょう（III））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

精神科を標榜している保険医療機関において精神科を担当している医師の指示を受けた看護師等が、精神疾患を有する入院中以外の患者（当該保険医療機関が同じ日に精神科訪問看護・指導を行う他の患者と同じ建物に居住）又はその家族等に対して、患者宅を訪問し看護・社会復帰指導等を行った場合に算定できる。

### **訪問看護指示料（ほうもんかんごしじりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

訪問看護指示料は、通院が困難な在宅療養の患者に対し、その患者の診療を担う保険医が訪問看護が必要と判断し、患者の同意を得て、患者が選んだ訪問看護ステーションに「訪問看護指示書」を交付した場合に算定できる。精神科訪問看護指示料は、入院していない精神疾患を有する患者に対して、主治医である精神科医の診療に基づき訪問看護が必要と判断し、患者または家族の同意を得て、患者や家族が選んだ訪問看護ステーションに「精神科訪問看護指示書」を交付した場合に算定できる。

## **看取り加算（みとりかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

事前に患者や家族に対して十分な説明・同意を行ったうえで、死亡日に往診・訪問診療を行い、患者を在宅で看取った場合に算定する。

## **在宅ターミナルケア加算（ざいたくたーみなるけあかさん）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

往診または訪問診療を行っていた患者が在宅で死亡した場合に、死亡日2週間前以降に2回以上往診・訪問診療を行っていたか、退院時共同指導および訪問診療を行っていた場合に算定する。

## **主治医意見書（しゅじいいけんしょ）**

要介護状態や要支援状態にあるか、またその中でどの程度かの判定を行う要介護認定の際に使用される書類のひとつで、医師が医学的所見に基づいて、心身の状況や病名等を記載する書面のこと。

## **介護支援専門員（かいごしえんせんもんいん）**

要介護者や要支援者からの相談に応じるとともに、心身の状況に応じて適切な介護サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（援助の方針や介護サービス等の提供について記載した計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う職種。

ケアマネジャーともいう。

## **相談支援専門員（そうだんしえんせんもんいん）**

身近な市町村を中心として、障害のある方や障害のある子どもが自立した日常生活や社会生活を送るための相談支援を行う職種。

## **地域ケア会議（ちいきけあかいぎ）**

市町村や地域包括支援センター等の主催により、医療や介護をはじめとした地域の様々な関係者が参加して、個別の高齢者の課題解決、地域全体の課題や必要な社会資源の検討を行う会議。

## **在宅医療介護連携推進事業（ざいたくいりょうかいごれんけいすいしんじぎょう）**

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進するために、地域の実情

を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿等を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的として市町村において実施する事業。

### **居宅療養管理指導（きよたくりょうようかんりしどう）**

要介護状態となった場合においても、可能な限り利用者の居宅において持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、居宅を訪問して心身の状況や置かれている環境等を把握し療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図る目的で提供される介護給付のサービス。

### **在宅患者緊急時等カンファレンス料（ざいたくかんじやきんきゅうじとうかんふあれんすりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

在宅療養中の患者の状態の急変や診療方針の変更等の際に、より適切な治療方針の作成・参加者間の的確な情報共有のため、当該患者に携わる各職種によるカンファレンスを開催・参加し、共同で患者の指導を行った際に算定できる。

### **介護保険施設（かいごほけんしせつ）**

「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護医療院」の3類型に分けられる。

特別養護老人ホームは要介護高齢者のための生活施設、介護老人保健施設は要介護高齢者にリハビリテーション等を提供し在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設、介護医療院は要介護高齢者の長期療養・生活施設。

### **介護保険施設等連携往診加算（往診料）（かいごほけんしせつとうれんけいおうしんかさん（おうしんりょう））**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

介護保険施設の協力医療機関が、介護保険施設に入所している患者の病状急変に伴って往診を行った場合に算定できる。

### **協力対象施設入所者入院加算（きょうりょくたいせきじゆしそうしゆうかんじやく）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

介護保険施設の協力医療機関が、介護保険施設に入所している患者の病状急変に伴って診療を行い、入院を受け入れた場合に算定できる。

### **緊急時施設治療管理料（きんきゅうじじせつりょうかんりりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

令和6年3月までに療養病床から転換した介護老人保健施設（※）に併設されている医療機関で、当該介護老人保健施設に入所している患者の病状急変に伴って夜間・休日に緊急に往診を行った場合に算定できる。

※ 平成18年医療保険制度改革において、患者の状態に応じた療養病床の再編成として療養病床から介護老人保健施設等への転換を進めてきたもの。

### **施設入居時等医学総合管理料（じせつにゅうきよじとういがくそうごうかんりりょう）**

診療報酬上の評価項目のひとつ。

施設において療養を行っている患者に対して、個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成し、定期的に訪問診療を行い、総合的な医学管理を行った場合に算定できる。

### **医療介護情報共有ネットワーク（いりょうかいごじょうほううきょうゆうねつとわーく）**

地域の住民に、より安全で安心な医療、訪問看護サービス、介護サービスを提供するため、住民本人の同意を得た上で、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護施設などの地域の施設間で、住民の医療情報・介護情報を相互参照する仕組み。

### **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（じんせいのさいしゅうだんかいにおけるいりょう・けあのけついぶろせすにかんするがいどらいん）**

人生の最終段階における医療・ケアの在り方や方針決定の手続きについて示したガイドラインであり、

- ・医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が、家族等の信頼できる者や多専門職種で構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、総合的な医療・ケアを行うこと
- ・本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人との話し合いが繰り返し行われることの重要性などが盛り込まれている。

### **定期予防接種（ていきよばうせつしゅ）**

予防接種法に基づいて、定期接種の対象者、用いるワクチン、接種方法・接種回数を定め、市区町村が実施する予防接種。

### **学校医・園医（がっこうい・えんい）**

学校または保育所にて、児童の健康・安全・健全な育成を図る教育・保育全般に従事する医師。

### **産業医（さんぎょうい）**

職場において労働者の健康管理等を行う医師。常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごとに産業医の選任が義務付けられている。

### **警察医（けいさつい）**

警察の捜査に協力する医師。

### **臨床研修医の教育・研修（りんしゅうけんしゅういのきょういく・けんしゅう）**

医師法に基づき、医師免許取得後、診療に従事しようとする医師が基本的な診療能力を身に付けるために受ける 2 年以上の研修。都道府県知事の指定する病院等において実施するもの。

### **総合診療専門研修プログラム（そうごうしんりょうせんもんけんしゅうぷろぐらむ）**

日本専門医機構が認定する総合診療専門医の資格を取得するために行われる研修プログラム。詳細は日本専門医機構 HP をご確認ください。

(参考 : <https://jbgm.org/> )

## リカレント教育（りかれんときょういく）

中堅以降の医師を主な対象とした、総合的な診療能力について学ぶための教育。

## 日本医師会生涯教育制度（にほんいしかいじょうがいきょういくせいど）

日本医師会 HP をご確認ください。

(参考 : <https://www.med.or.jp/cme/about/gaiyou.html> )

## 日医かかりつけ医機能研修制度（にちいかかりつけいきのうけんしゅう）

日本医師会により運用されている、かかりつけ医機能のあるべき姿の評価、能力の維持向上を図る研修制度。詳細は日本医師会 HP をご確認ください。

(参考 : <https://www.med.or.jp/doctor/kakari/> )

## 日本医師会かかりつけ医機能報告制度にかかる研修（にほんいしかいかかりつけいきのうほうこくせいどにかかるけんしゅう）

日本医師会により運用されている、地域で中心的にかかりつけ医機能の役割を担えるようさらなる研鑽に励む医師を対象に行われている研修制度。詳細は日本医師会 HP をご確認ください。

## 全日本病院協会総合医育成プログラム（ぜんにほんびょういんきょうかいそうごういくせいぷろぐらむ）

全日本病院協会により運用されている総合医を養成するプログラム。

詳細は全日本病院協会 HP をご確認ください。

(参考 : <https://www.ajha.or.jp/hms/sougoui/index.html> )

## 日本病院会病院総合医育成プログラム（にほんびょういんかいびょういんそうごういくせいぷろぐらむ）

日本病院会により運用されている病院総合医を養成するプログラム。詳細は日本病院会 HP をご確認ください。

(参考 : <https://gh.hospital.or.jp/index.html> )

## 産じょく（さんじょく）

分娩がすんで、女性の体が妊娠前の状態に戻っていくための時期（期間）。一般に、分娩後 6 週あるいは 8 週までを指す。

## 遺伝看護（いでんかんご）

専門看護師における専門看護分野のひとつ。

対象者の遺伝的課題を見極め、診断・予防・治療に伴う意思決定支援と QOL 向上を目指した生涯にわたる療養生活支援を行い、世代を超えて必要な医療・ケアを受けることができる体制の構築とゲノム医療の発展に貢献する。

## **時間外対応加算 1（じかんがいたいおうかさんいち）**

診療報酬上の加算のひとつ。

医療機関等が診療時間以外の時間に、患者やその家族から、療養に関する意見を求める電話等があった際に、常勤の医師または看護職員等により常時対応可能である場合に算定できる。

## **時間外対応加算 2（じかんがいたいおうかさんに）**

診療報酬上の加算のひとつ。

医療機関等が診療時間以外の時間に、患者やその家族から、療養に関する意見を求める電話等があった際に、非常勤の医師または看護職員等により常時対応可能である場合に算定できる。

## **時間外対応加算 3（じかんがいたいおうかさんさん）**

診療報酬上の加算のひとつ。

医療機関等が診療時間以外の時間に、患者やその家族から、療養に関する意見を求める電話等があった際に、常勤の医師または看護職員等により対応可能である場合に算定できる。

## **時間外対応加算 4（じかんがいたいおうかさんよん）**

診療報酬上の加算のひとつ。

医療機関等が診療時間以外の時間に、患者やその家族から、療養に関する意見を求める電話等があった際に、自院もしくは他院との連携により対応可能である場合に算定できる。

## **特定行為研修（とくていこういけんしゅう）**

看護師が手順書により特定行為（※）を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修。

※ 特定行為：診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる 38 の行為。